

介護保険は「予防」と「安心」で暮らしを支える制度です

介護保険

べんり帳

令和
8年度版

わかりやすい利用の手引き



U Books



目と耳で読む多言語対応ツール

このパンフレットは、スマホやタブレットを使って閲覧できます。

対応言語 / Languages you can choose

英語 (English)・中国語簡体字 (简体中文)・中国語繁体字 (繁體中文)・韓国語 (한국)・タイ語 (ไทย)・ポルトガル語 (Português)・スペイン語 (Español)・インドネシア語 (bahasa Indonesia)・ベトナム語 (Tiếng Việt)



佐賀中部広域連合

介護保険は高齢者の暮らしを 社会みんなで支えるしくみです

40歳以上の方は、介護保険に加入し、決められた保険料を納めています。その保険料や税金を財源とすることで、介護が必要な方は、費用の一部を負担することでさまざまな介護保険サービスを受けられます。

介護保険は、介護が必要になっても高齢者が地域で安心して暮らしていけることを目指すとともに、できる限り自立した生活を送れるよう支援します。

本書は、介護保険で受けられるサービスや利用のしかたを説明しています。一日一日をより充実したものにさせていただくためにも、ぜひ本書をご活用ください。

【介護保険サービスの費用・保険料に関する主な変更点】

- 介護保険料等の算定における年金収入等の基準額を変更（令和8年4月から）▶ 8ページ
（令和8年8月から）▶ 19・28ページ
- 介護保険料の算定における合計所得金額の判定および住民税課税・非課税の判定の特例（令和8年度のみ）▶ 8ページ

今後の制度改正等により、内容の一部が変更になる場合があります。

もくじ

4	しくみと加入者	4
	住み慣れた地域でいつまでも元気に	4
7	介護保険料	7
	社会全体で介護保険を支えています	7
12	サービス利用の手順	12
	サービス利用の流れ 要介護認定の手順	12
	サービス利用の流れ ケアプランの作成からサービス利用まで	16
18	費用の支払い	18
	自己負担限度額と負担の軽減	18
20	介護予防サービス【要支援1・2の方へ】	20
	介護予防サービスの種類と費用のめやす	20
23	介護サービス【要介護1～5の方へ】	23
	介護サービス(居宅サービス)の種類と費用のめやす	23
	施設サービスの種類と費用のめやす	27
31	地域密着型サービス	31
	住み慣れた地域で受けるサービス	31
34	福祉用具貸与・購入、住宅改修	34
	生活環境を整えるサービス	34
37	地域支援事業(総合事業)	37
	自分らしい生活を送るために	37
41	おたっしや本舗(地域包括支援センター)	41
	おたっしや本舗(地域包括支援センター)のご案内	41
45	事業者等一覧	45
	居宅介護支援事業者一覧	45
	介護保険施設一覧	46
	社会福祉協議会一覧	47
	国保連(佐賀県国民健康保険団体連合会)	47

しくみと加入者 4

介護保険料 7

サービス利用の手順 12

費用の支払い 18

介護予防サービス 20

介護サービス 23

地域密着型サービス 31

福祉用具貸与・購入、
住宅改修 34

地域支援事業
(総合事業) 37

おたっしや本舗
(地域包括支援センター) 41

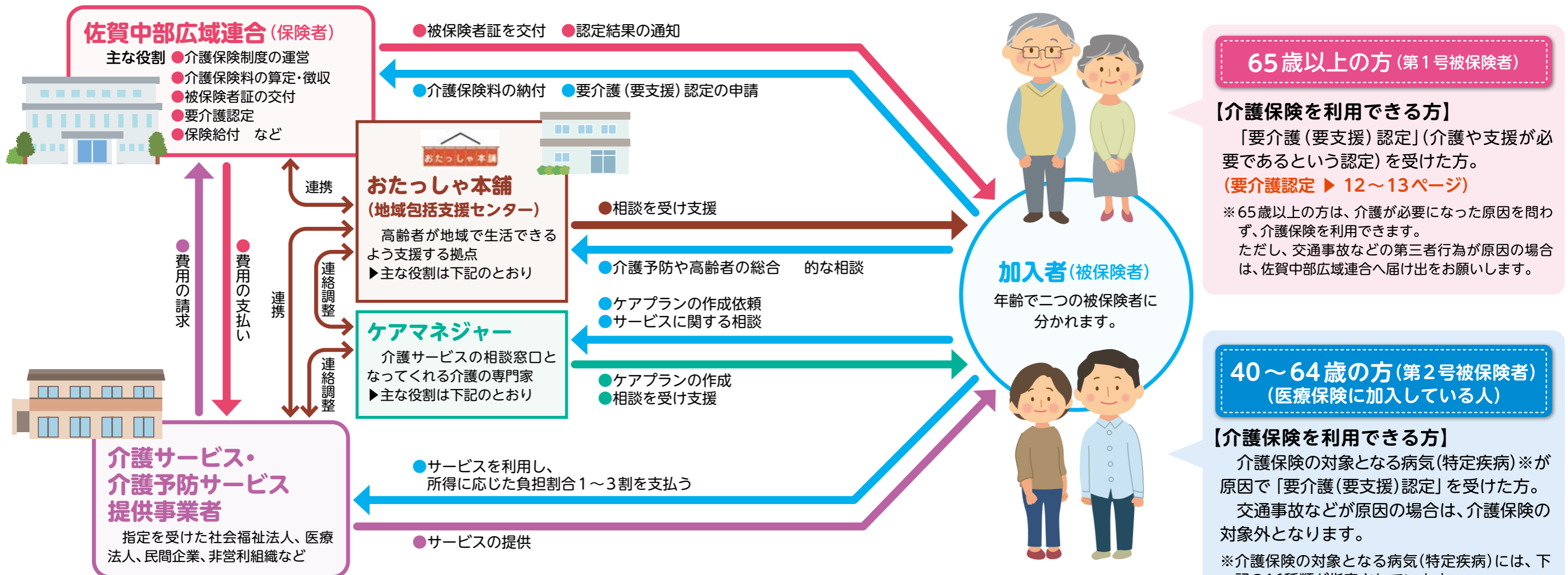
事業者等一覧 45

住み慣れた地域でいつまでも 元気に

佐賀市、多久市、小城市、神崎市、吉野ヶ里町の介護保険制度は、この4市1町で構成された佐賀中部広域連合が保険者となって運営しています。

介護保険は、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための制度です。40歳以上の介護が必要になったときには、費用の一部(1～3割)を負担することで介護保険サー

皆さんが加入者(被保険者)となり、保険料を納めます。サービスを利用できます。



おたっしや本舗 (地域包括支援センター)とは?

介護予防や高齢者の総合的な相談の窓口として、設置されています。(P41～44)

- 介護予防ケアマネジメント
- 総合的な相談・支援
- 権利擁護、高齢者虐待への対応
- 暮らしやすい地域の体制づくり

「ケアマネジャー」とはどんな人?

ケアマネジャーは、利用者の希望や心身の状態にあったサービスが利用できるように導いてくれる介護サービスの窓口役です。

【ケアマネジャーの役割】

- 要介護認定の申請代行
- ケアプランの作成
- 介護サービス事業者との連絡調整
- サービスの再評価とサービス計画の練り直し など

ケアマネジャー(介護支援専門員)は「居宅介護支援事業者」等に所属しています。

- 40～64歳の方が介護保険を利用するときに対象となる病気(特定疾病)**
- がん(医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る)
 - 関節リウマチ ●筋萎縮性側索硬化症 ●後縦靭帯骨化症 ●骨折を伴う骨粗鬆症
 - 初老期における認知症 ●進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
 - 脊髄小脳変性症 ●脊柱管狭窄症 ●早老症 ●多系統萎縮症
 - 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
 - 脳血管疾患 ●閉塞性動脈硬化症 ●慢性閉塞性肺疾患
 - 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

第1号被保険者の資格について

● 資格を取得するとき

- ・65歳になったとき
- ・65歳以上の方が佐賀中部広域連合管内に転入したとき

● 資格を喪失するとき

- ・死亡したとき
- ・佐賀中部広域連合管内から転出したとき

● 被保険者証の交付

第1号被保険者には、医療保険の保険証とは別に、被保険者証(右図)を交付します。介護保険のサービスを利用するときなどに必要なものですので、大切に扱きましょう。

被保険者証は、資格を取得されたときや、記載事項に変更があったときに交付します。

介護保険被保険者証	
被 保 者	番号
	住所
	フリガナ
	氏名
	生年月日
	性別
	交付年月日
	保険者番号並びに保険者の名称及び印

● 被保険者証を使うとき

- ・介護が必要になって、要介護(要支援)認定の申請、事業対象者の申請を行うとき
- ・介護保険のサービスを利用するとき
- ・その他、各種申請・手続き(高額介護サービス費の支給申請など)を行うとき

※転入・転出の際に、介護老人福祉施設や、有料老人ホームなどの施設に直接入所された場合には、前の保険者が引き続き保険者となります。

第2号被保険者の資格について

● 資格の取得・喪失について

第2号被保険者(40歳以上65歳未満の方)の資格は、40歳になったときに取得します。ただし、医療保険の加入者でない場合は、被保険者の資格は取得しません。

● 被保険者証の交付

第2号被保険者には、要介護(要支援)認定の申請をするときなど、交付申請をした場合に被保険者証を交付します。

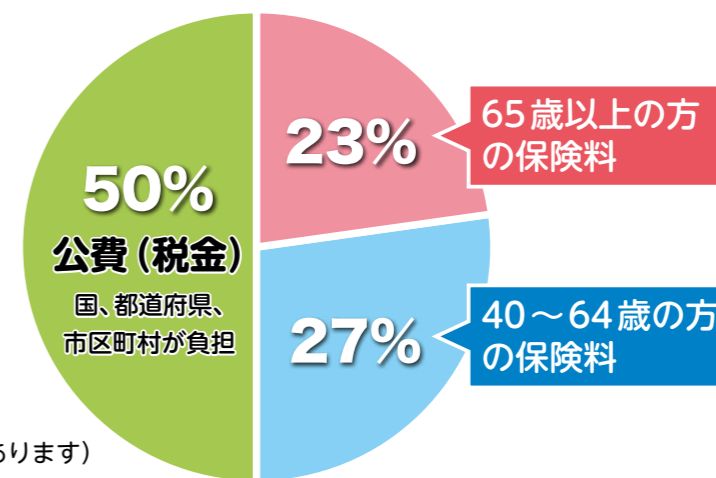
● 被保険者証を使うとき

第1号被保険者と同様に、介護保険のサービスを利用するときや、各種申請・手続きを行うときに使用します。

社会全体で介護保険を支えています

介護保険は、国や都道府県、市区町村が負担する「公費(税金)」と、みなさん一人ひとりが納める「介護保険料」を財源として運営されています。

介護保険料はきちんと納めましょう。



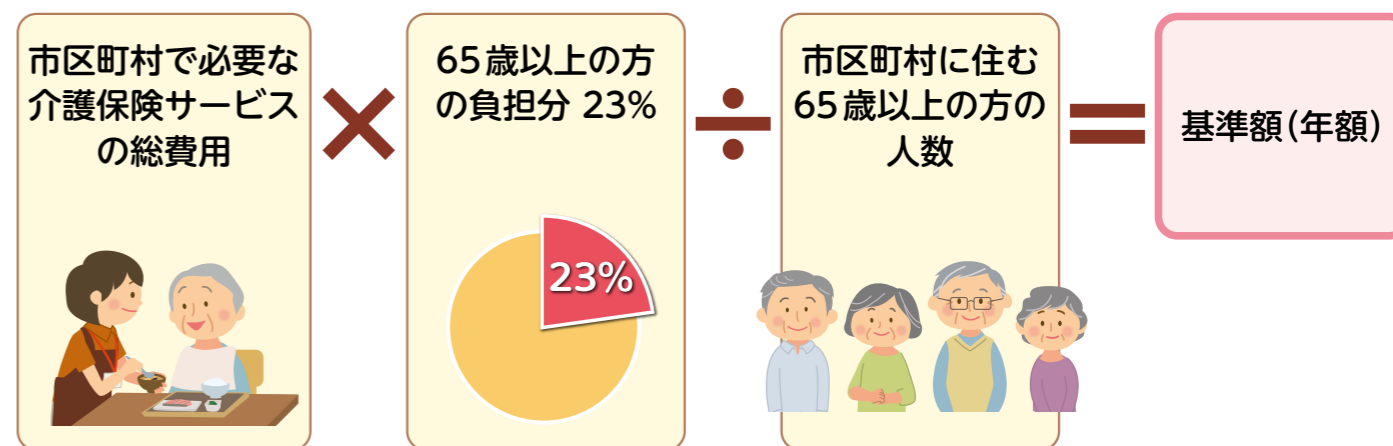
介護保険の財源の内訳
(令和6～8年度)
(このほかに利用者負担分があります)



● 65歳以上の方の介護保険料の決まり方

65歳以上の方の介護保険料は、市区町村の介護保険サービスの費用がまかなえるよう算出された「基準額」をもとに決まります。

基準額の決まり方



基準額とは、各所得段階において介護保険料を決める基準となる額のことです。

介護保険料は、基準額をもとに、所得の低い方などの負担が大きくなるよう本人や世帯の課税状況や所得に応じて決まります。

介護保険料

あなたの介護保険料を確認しましょう

介護保険者ごとに決められた「基準額」をもとに、所得状況に応じて、13段階に分かれます。

●所得段階別介護保険料 (第1段階から第3段階までの保険料の軽減対策を行っています。)

所得段階	対象となる方	率	年額	
第1段階	生活保護受給者の方	0.285	20,388円	
第2段階	世帯 ^{※1} 全員が 住民税非課税で 前年の課税年金収入額 ^{※2} と合計所得金額 ^{※3} の 合計が	82万6千5百円以下の方	0.485	34,692円
		82万6千5百円超 120万円以下の方		
第3段階	120万円超の方	0.685	48,996円	
第4段階	世帯の誰かに住民税が 課税されているが、 本人は住民税非課税で	0.900	64,368円	
第5段階	前年の課税年金収入額と 合計所得金額の合計が			基準額
第6段階	本人が 住民税課税で 前年の 合計所得金額が	120万円未満の方	1.200	85,824円
第7段階		120万円以上210万円未満の方	1.300	92,976円
第8段階		210万円以上320万円未満の方	1.500	107,280円
第9段階		320万円以上420万円未満の方	1.700	121,584円
第10段階		420万円以上520万円未満の方	1.900	135,888円
第11段階		520万円以上620万円未満の方	2.100	150,192円
第12段階		620万円以上720万円未満の方	2.300	164,496円
第13段階	720万円以上の方	2.400	171,648円	

※1 世帯 毎年4月1日時点の世帯(年度途中で65歳になる人、佐賀中部広域連合外からの転入者はその時点)を基準にしています。

※2 課税年金収入額 老齢年金や退職年金など、住民税の課税対象となる公的年金等の収入額で、遺族年金や障害年金などは含みません。

※3 合計所得金額 「収入」から「必要経費など」を控除した額です。(0円を下回る場合は合計所得金額を0円とする。)所得段階が第1～5段階の方の合計所得金額は、年金収入に係る雑所得差し引き後の金額です。株式や配当などの繰越損失がある場合は、繰越控除前の金額を用います。土地売却等に係る特別控除額がある場合は、合計所得金額から「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。

【令和8年度の特例】 令和7年度税制改正により、給与所得控除の最低保障額が10万円引き上げられましたが、介護保険制度の安定運営のため、令和8年度の介護保険料算定においては、合計所得金額および住民税課税・非課税の判定について調整を行います。このため、住民税非課税でも課税扱いとなる場合があります。

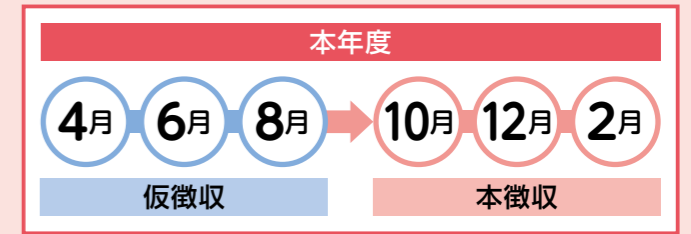
●65歳以上の方の介護保険料の納め方

65歳以上になった月(65歳の誕生日の前日の属する月)の分から納めます。
納め方は受給している年金^{*}の額によって次の2通りに分かれ、個人で納め方を選ぶことはできません。

^{*}受給している年金とは、老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金をいいます。(老齢厚生年金は除く。)

年金が**年額18万円以上**の方 → **【年金から天引き】**になります

●介護保険料の年額が、年金の支払い月(4月・6月・8月・10月・12月・2月)の年6回に分けて天引きになります。
前年の所得などが確定する前の4月、6月、8月は、仮に算定された保険料を納め(仮徴収)、10月、12月、2月は、確定した年間保険料額から仮徴収分を除いた額を納めます(本徴収)。



※次の場合、一時的に口座振替または納付書で納付となります。

- 65歳になったまたは他の市区町村から転入した場合(約半年～1年程で、年金天引きに切替わります。その際は通知にてお知らせします。)
 - 4月1日時点で老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金を受給していない場合
 - 所得の修正申告等で、介護保険料の段階が変更になった場合
 - 受給している年金の種類が変更になった場合
- など

年金が**年額18万円未満**の方

→ **【口座振替】**や**【納付書】**によって納めます

▶ **口座振替の場合は**

おすすめ!

ご登録いただいた口座から引き落としされます。

- 口座の登録方法については、口座振替のご案内または口座振替依頼書(はがき)をご覧ください。
- 口座振替の開始月は、通常、口座登録の翌月となります。

▶ **納付書の場合は**

納期限内にコンビニまたはスマートフォンアプリ(PayB・PayPay・d払い・楽天ペイ・au PAY)、指定金融機関の窓口で納めます。

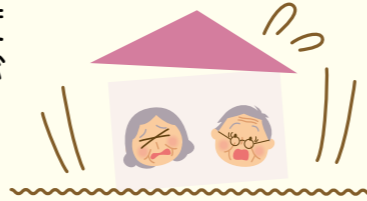
減免等について

下記の条件にあてはまる方は介護保険料の減免やサービス利用料の軽減が受けられる場合がありますので、佐賀中部広域連合までご相談ください。

●災害にあった方

火災や風水害などの災害にあわれた方で、損害の程度が10分の3以上で、前年中の世帯全員の合計所得金額が1,000万円以下の場合

○申請受付：随時



●失業や長期入院等で収入が大きく減少した方 (定年退職、自己都合退職は除く)

世帯全員の合計所得金額が、前年中の世帯全員の合計所得金額の10分の3以上減少する見込みで、前年中の世帯全員の合計所得金額1,000万円以下の場合

○申請受付：随時



●所得段階が第2段階、第3段階の方 次のすべての要件に当てはまる方

- ・前年中の収入金額が単身世帯で100万円以下であること
(世帯員が1人増えるごとに50万円を加算)
(例：2人世帯150万円、3人世帯200万円)
- ・世帯全員の預貯金合計が350万円以下であること
- ・住民税が課税されている方の税の扶養や医療保険の扶養に入っていないこと
- ・世帯全員が所有する不動産(現在お住まいの自宅等や生活に必要なものを除く)を活用しても生活に困窮していること



○申請受付：7月以降(7月・8月の申請は、遡って4月から適用)

※こちらの減免については、サービス利用料の軽減はありません

申請の窓口

佐賀中部広域連合や市町の高齢福祉担当課の窓口です。

▼詳しいことについては、下記までお問い合わせください。

佐賀中部広域連合 (保険料)業務課賦課収納係 TEL.40-1135
佐賀中部広域連合 (利用料)給付課給付係 TEL.40-1134

介護保険料を滞納すると？

災害など特別な事情もなく介護保険料を納めないでいると、次のような措置がとられます。介護保険料は納め忘れのないよう納期限までに納めましょう。



1年以上
滞納すると

利用したサービス費用はいったん**全額を自己負担**します。
申請によりあとから保険給付費(本来の自己負担を除く費用)が支払われます。

1年6か月以上
滞納すると

引き続き、利用したサービス費用はいったん**全額自己負担**となり、申請しても保険給付費の**一部または全額が一時的に差し止め**られます。
滞納が続く場合は、**差し止められた額から介護保険料が差し引かれる**場合があります。

2年以上
滞納すると

上記に加えて、滞納期間に応じて、利用したサービス費用の自己負担割合が**3割または4割に引き上げ**られたり、**高額介護サービス費、特定入所者介護サービス費**などが受けられなくなったりします。

介護保険 Q & A

Q

サービスを利用していないのですが納めた保険料は返してもらえますか？

A

納めていただいた保険料は、地域の介護サービスをまかなう大切な財源になっています。医療保険と同様に、保険料をお返しすることはありません。

Q

介護保険は自分の意思で脱退できますか？

A

介護保険制度は、40歳～64歳までの医療保険加入者と65歳以上の方全員が加入する制度となっています。任意加入ではないため、脱退することはできません。

保険料は確定申告等の社会保険料控除になりますので、「介護保険料領収証書」等納めた保険料の金額がわかるものを大切に保管してください

- 特別徴収(年金天引き)で納めた保険料は年金の源泉徴収票に記載されます。(障害年金、遺族年金以外)
- 申告用の「介護保険料納付確認書」を1月下旬に送付しています。
※年末調整のために「介護保険料納付確認書」が早めに必要な場合はお問い合わせください。

サービス利用の流れ 要介護認定の手順



介護サービス、介護予防サービスを利用するには「要介護（要支援）認定」の申請をして、介護や支援が必要であると認定を受ける必要があります。

1 申請する

サービスの利用を希望する方は、まず、佐賀中部広域連合や市町の窓口で認定の申請をしてください。

本人、家族または成年後見人が申請するか、おたっしや本舗（地域包括支援センター）、または省令で定められた指定居宅介護支援事業者や介護保険施設などに申請を代行してもらうこともできます。

申請に必要なもの

- **要介護・要支援認定申請書**
 - ・申請書は窓口にあります。
 - ・佐賀中部広域連合のホームページからダウンロードできます。
- **介護保険被保険者証（黄色）**
- **個人番号カードまたは通知カード**
- **本人確認できる書類**
運転免許証・パスポートなど
- **第2号被保険者の場合**
- **医療保険者が発行する「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」等医療保険資格情報が確認できるもの**

申請書には主治医の氏名・医療機関名などを記入します。主治医がない場合は窓口にご相談ください。

2 要介護認定

申請をすると、認定調査のあとに調査の結果と医師の意見書をもとに公平な審査・判定が行われ、介護や支援に必要な度合い（要介護度）が決まります。

認定調査

認定調査員が自宅などを訪問し、心身の状態や介護の状況等を調べるために、本人と家族等から聞き取り調査を行います。（全国共通の調査票を使用します）



主治医意見書

主治医が介護を必要とする原因疾患などを記載します。

一次判定

調査票と主治医意見書の一部の項目をコンピュータ分析し、一次判定を行います。



二次判定（介護認定審査会）

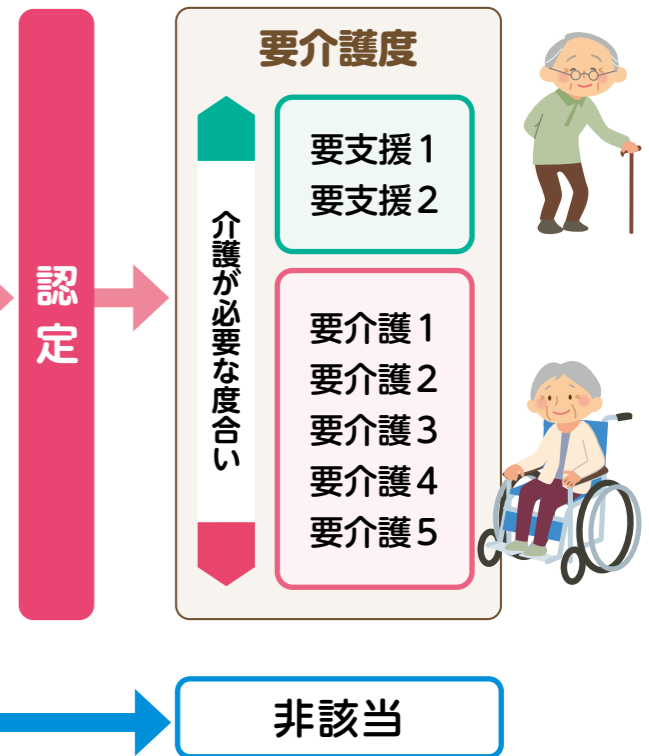
一次判定および認定調査の結果と主治医意見書をもとに、保健、医療、福祉の専門家が審査・判定します。



3 結果の通知

介護認定は、原則として申請から30日以内に行われ、その後、認定結果をお送りします。

サービスについてはP.16をご覧ください。



「認定調査」とは？

認定調査では「片足で立っていられるか」「何かにつかまらないうで起き上がれるか」など、全国共通の項目にしたがって、調査員（佐賀中部広域連合の職員や委託された事業所）が調査をします。

【認定調査を受けるときのポイント】

- 伝えたいこと（困っていること）はメモしておく
- 本人だけでなく、主に介護している人が同席する
- 24時間通しての様子を伝える（夜間の様子なども伝える）

【認定調査の主な調査項目】

基本調査

- 麻痺の有無
- 拘縮の有無
- 寝返り
- 起き上がり
- 座位保持
- 両足での立位保持
- 歩行
- 立ち上がり
- 片足での立位
- 洗身
- つめ切り
- 視力・聴力
- 移乗・移動
- えん下・食事摂取
- 排泄

- 清潔
- 衣服の着脱
- 外出頻度
- 意思の伝達
- 記憶・理解
- 問題行動
- 薬の内服
- 金銭の管理

- 日常の意思決定
- 社会生活への適応
- 過去14日間にうけた医療
- 日常生活自立度

概況調査

特記事項

- 調査時に聞き取った本人の状態や実際の介護の状況など詳しい内容を記載したもの

更新手続きについて

要介護認定には更新手続きが必要です

サービス利用の必要がない場合は、更新手続きは不要です。
サービスが必要になったときはいつでも申請可能です。

初回認定の有効期間は、原則として申請日から6か月(最大で12か月)となります。
※月途中の申請の場合は、その月の末日までの期間+6か月となります。

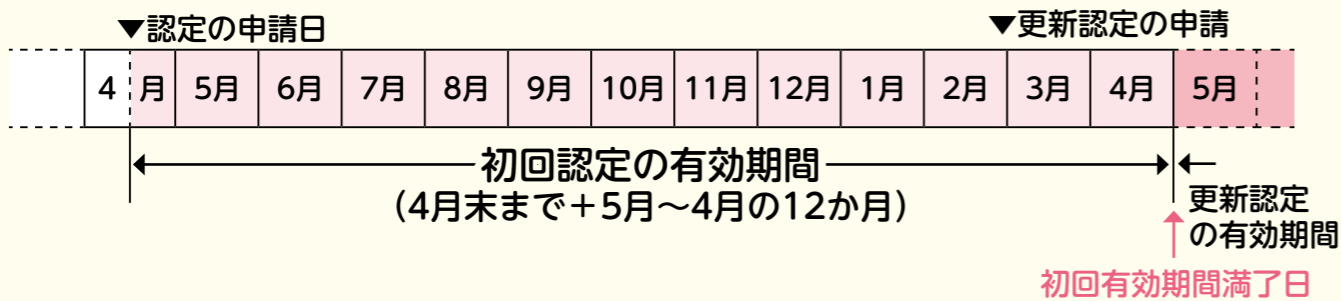
引き続き介護サービスを利用したい場合には、有効期間満了日の60日前から満了日までの間に、佐賀中部広域連合や市町の窓口で更新の申請をしてください。更新を申請すると、あらためて、調査・審査、認定が行われます。

また、更新認定の有効期間は、原則として前回有効期間満了日の翌日から12か月(最大で48か月)となります。



■ 要介護認定の有効期間と更新の時期

※月の途中で申請(有効期間が12か月の場合)



こんなとき
どうする?

要介護認定の有効期間内に心身の状態が悪化したとき

有効期間内に心身の状態が悪化して、現在の要介護状態区分に該当しなくなった場合には、佐賀中部広域連合や市町の窓口で区分の変更を申請してください。

こんなとき
どうする?

認定結果に納得できないとき

要介護認定の結果などに疑問や不服がある場合は、佐賀中部広域連合までご相談ください。そのうえで納得できない場合には、通知を受け取った日から3か月以内に、佐賀県に設置されている「介護保険審査会」に審査請求することができます。

※審査結果が通知されるまでの間は、認定された要介護状態区分でサービスを利用します。

介護保険負担割合証

介護保険サービス等を利用するときの負担割合(1~3割)が記載されています。

○ 交付対象者

要介護認定を受けた方、事業対象者*に交付されます。

○ 必要なとき

介護保険サービスを利用するとき
【有効期限】1年間(8月1日~翌年7月31日)

※事業対象者とは「総合事業のサービス・活動事業」の対象者のことです。



介護保険負担割合証	
交付年月日 年 月 日	
被 保 険 者	番 号
	住 所
	フリガナ 氏 名
生年月日	年 月 日
利用者負担の割合	適用期間
割	開始年月日 年 月 日 終了年月日 年 月 日
割	開始年月日 年 月 日 終了年月日 年 月 日
保 険 者 番 号 並 び に 保 険 者 の 名 称 及 印	

負担割合(1~3割)が記載されます。

▶負担割合に関して、詳しくは18ページ。

大切に
保管しま
しょう。

介護保険負担割合証の交付時期について

要支援・要介護認定等を受けている方は、前年の所得によって負担割合が変わるため、毎年7月中旬頃に、介護保険負担割合証が送付されます。また、新たに認定等を受けた方は、介護保険被保険者証と一緒に送付されます。

※認定等を受ける前の第一号被保険者で、必要な方は介護保険負担割合証の交付を受けることができます。



サービス利用の流れ ケアプラン作成からサービス利用まで

ケアプラン(どのようなサービスをどのくらい利用するかを決めた計画書)を作成する際は、どんな生活を送れるようになりたいか、という希望をしっかりと伝えましょう。



要支援1・2と認定された方および事業対象者は地域包括支援センター等に連絡します。サービスを希望する方は居宅介護支援事業者に、施設への入所を希望する方は介護保険

また、要介護1～5と認定された方で、自宅を中心とした施設に連絡します。

要支援1・2の方

1 おたっしや本舗(地域包括支援センター)等に連絡する ▶ P.43~44

お住まいの地区を担当するおたっしや本舗等に連絡します。

2 介護予防ケアプラン^{※1}を作成する

おたっしや本舗の職員やケアマネジャーと問題点や課題を話し合い、目標を決めていきます。それに基づいて介護予防ケアプランを作成します。

3 サービスを利用する

サービス事業者と契約^{※2}します。介護予防ケアプランにそって **介護予防サービス** および **サービス・活動事業** を利用します。一定期間ごとに評価し、必要な場合はケアプランを見直します。

介護予防サービスの種類

- 【介護予防サービス】**
 - 訪問サービス ▶ P.20~21
 - 施設に通う ▶ P.21
 - 短期間施設に泊まる ▶ P.22
 - 施設に入所して利用する ▶ P.22
 - 生活環境を整える ▶ P.34~35
- 【地域密着型介護予防サービス】**
 - 通いを中心とした複合サービス ▶ P.31
 - 認知症の方向け ▶ P.33
- サービス・活動事業**
 - 訪問サービス ▶ P.38
 - 施設に通う ▶ P.38

要介護1~5の方

自宅で暮らしながらサービスを利用したい

1 ケアマネジャーを選ぶ

市区町村などが発行する事業者一覧のなかから居宅介護支援事業者(ケアマネジャーを配置しているサービス事業者)を選び、連絡します。

2 ケアプラン^{※1}を作成する

担当のケアマネジャーとケアプランを作成します。

3 サービスを利用する

サービス事業者と契約^{※2}します。ケアプランにそって **介護サービス** を利用します。

介護サービスの種類

- 【居宅サービス】**
 - 訪問サービス ▶ P.23~25
 - 施設に通う ▶ P.25
 - 短期間施設に泊まる ▶ P.26
 - 施設に入所して利用する ▶ P.26
 - 生活環境を整える ▶ P.34~35
- 【地域密着型サービス】**
 - 通いを中心とした複合サービス ▶ P.31
 - 施設に入所して利用する ▶ P.32
 - 訪問サービス ▶ P.32
 - 施設に通う ▶ P.33
 - 認知症の方向け ▶ P.33

介護保険施設へ入所したい

1 介護保険施設を選ぶ

見学するなどサービス内容や利用料について検討した上で、施設に直接申し込みます。

2 ケアプラン^{※1}を作成する

入所する施設のケアマネジャーとケアプランを作成します。

3 サービスを利用する

ケアプランにそって **施設サービス** を利用します。

施設サービス

- 介護保険施設に入所する ▶ P.27

事業対象者

1 おたっしや本舗に連絡する ▶ P.43~44

お住まいの地区を担当するおたっしや本舗に連絡します。

2 ケアプラン^{※1}を作成する

おたっしや本舗の職員と相談しながらケアプランを作成します。

3 サービスを利用する

サービス事業者と契約^{※2}します。ケアプランにそって **サービス・活動事業** を利用します。状態が変わったときはおたっしや本舗に相談をします。

サービス・活動事業

- 訪問サービス ▶ P.38
- 施設に通う ▶ P.38

※1 ケアプランの作成、介護予防ケアプランの作成は、利用者の費用負担はありません。

※2 契約にあたってはサービス内容や料金などをよく確認しましょう。

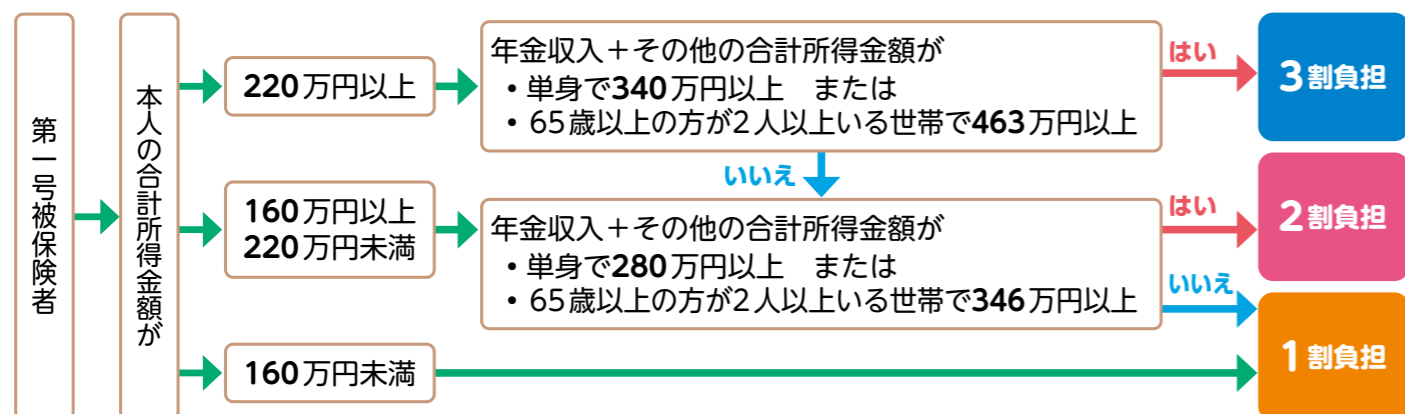
サービス利用の手順

自己負担限度額と負担の軽減

介護保険サービスを利用したときは、原則として利用料の1～3割を支払います。自己負担が重くなったときや、所得の低い方には負担を軽減するしくみもあります。

■介護保険サービスの自己負担割合と判定基準

介護保険サービスの自己負担割合は、所得の状況などによって、1割、2割、3割のいずれかになります。



※ 40～64歳の方は、所得にかかわらず1割負担です。

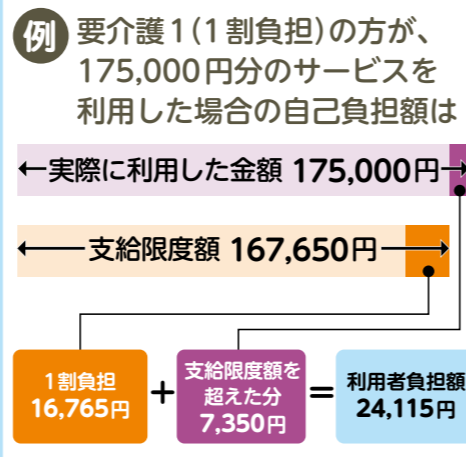
●介護保険サービスは1～3割の自己負担で利用できます

介護保険サービスは、利用料の1～3割を支払うことで利用できますが、要介護度ごとに1か月に1～3割負担で利用できる金額に上限(支給限度額)が設けられています(下表)。

限度額を超えてサービスを利用した分は全額自己負担になります。

■介護保険サービスの支給限度額(1か月)のめやす

要介護度	支給限度額	自己負担(1割)	自己負担(2割)	自己負担(3割)
要支援1	50,320円	5,032円	10,064円	15,096円
要支援2	105,310円	10,531円	21,062円	31,593円
要介護1	167,650円	16,765円	33,530円	50,295円
要介護2	197,050円	19,705円	39,410円	59,115円
要介護3	270,480円	27,048円	54,096円	81,144円
要介護4	309,380円	30,938円	61,876円	92,814円
要介護5	362,170円	36,217円	72,434円	108,651円



○上記金額は、標準地域の金額です。実際の支給限度額は、住んでいる地域や利用したサービスにより異なります。

■支給限度額に含まれないサービス

- 特定福祉用具購入
- 居宅介護住宅改修
- 居宅療養管理指導
- 特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型、短期利用を除く)
- 地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用を除く)
- 認知症対応型共同生活介護(短期利用を除く)
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 介護保険施設に入所して利用するサービス
- ※ 介護予防サービスについても同様です。

●自己負担が高額になったとき

同一月に利用した介護サービス利用者負担(1～3割)の合計が高額になり、下記の限度額を超えたときは、超えた分が「高額介護サービス費」としてあとから支給されます。

- 給付を受けるには佐賀中部広域連合またはお住まいの市町への申請が必要です。
- 施設サービスの食費・居住費・日常生活費など介護保険の対象外の費用は含まれません。

変更ポイント

★令和8年8月より82万6千5百円に変更されます。

自己負担の限度額(月額)

区分	限度額
課税所得690万円(年収約1,160万円)以上の方	140,100円(世帯)
課税所得380万円以上690万円未満(年収約770万円以上約1,160万円未満)の方	93,000円(世帯)
住民税課税世帯で課税所得380万円(年収約770万円)未満の方	44,400円(世帯)
世帯全員が住民税非課税	24,600円(世帯)
・老齢福祉年金受給者の方	24,600円(世帯)
・前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万9千円*以下の方等(令和8年7月まで)	15,000円(個人)
・前年の合計所得金額+課税年金収入額が82万6千5百円*以下の方等(令和8年8月から)	15,000円(個人)
生活保護受給者の方等	15,000円(個人)

●介護保険と医療保険の支払いが高額になったとき

同一世帯で介護保険と医療保険の両方を利用して、介護と医療の自己負担額が下記の限度額を超えたときは、超えた分があとから支給されます。(高額医療・高額介護合算制度)

- 給付を受けるには、医療保険の窓口への申請が必要です。
- 同一世帯でも、家族がそれぞれ異なる医療保険に加入している場合は合算できません。
- 自己負担限度額を超える額が500円以下の場合には支給されません。
- 毎年7月31日時点で加入している医療保険の所得区分が適用されます。

介護と医療の自己負担合算後の限度額(年額:毎年8月1日から翌年7月31日まで)

70歳未満の方

区分	限度額
901万円超	212万円
600万円超～901万円以下	141万円
210万円超～600万円以下	67万円
210万円以下	60万円
住民税非課税世帯	34万円

70歳以上の方・後期高齢者医療制度の対象者

区分	限度額
課税所得690万円以上	212万円
課税所得380万円以上690万円未満	141万円
課税所得145万円以上380万円未満	67万円
上記以外の住民税課税世帯	56万円
住民税非課税世帯	31万円
所得が一定以下	19万円

介護予防サービスの種類と費用のめやす



介護予防サービスは、状態の改善と悪化の予防を目的としたサービスです。できないことを補助するだけでなく、利用者本人のできることを増やし、いきいきとした生活を送れるよう支援します。

地域密着型サービス について ▶ 31～33ページ

自己負担1割の費用をめやすとして掲載しています。実際の自己負担は所得状況などにより1割、2割、3割のいずれかになります。(▶P.18参照)
※実際の費用は、利用する事業者の所在地や施設の体制、サービスの内容、加算項目などにより異なります。また、加算項目は一部項目のみを記載しています。

要支援1・2の方は、サービス・活動事業の訪問型や通所型のサービスを利用することができます。▶ 37～38ページ

自宅での生活を手助けしてほしい

介護予防 訪問入浴介護

浴室がない場合や浴室の利用が難しい場合に入浴のお手伝いのサービスを受けられます。



自己負担(1割)のめやす

1回	856円
----	------

介護予防 訪問リハビリテーション

通いの難しい利用者が専門家に訪問してもらい、自分で行える体操やリハビリなどの指導を受けます。



自己負担(1割)のめやす

1回	298円
----	------

介護予防サービスの種類と費用のめやす

お医者さんなどにアドバイスをもらいたい

介護予防 居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士に訪問してもらい、薬の飲み方、食事など療養上の管理・指導を受けます。



自己負担(1割)のめやす
【単一建物居住者1人に行う場合】

医師の場合(月2回まで)	515円
薬局の薬剤師の場合(月4回まで)	518円

介護予防訪問看護

看護師などに訪問してもらい、介護予防を目的とした療養上のお世話や必要な診療の補助などを受けます。



自己負担(1割)のめやす

病院・診療所から	20分～30分未満	382円
	30分～1時間未満	553円
訪問看護ステーションから	20分～30分未満	451円
	30分～1時間未満	794円

※早朝・夜間・深夜などの加算があります。

施設に行って支援やリハビリを受けたい

介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設や病院・診療所で、介護予防を目的とした生活機能の維持向上のための機能訓練などを日帰りで受けられます。

基本のサービスに加えて

- 食事に関する指導など(栄養改善)
- 口の中の手入れ方法や、咀嚼・飲み込みの訓練法の指導など(口腔機能向上)などのメニューを選択して利用できます。



1か月あたりの
自己負担(1割)のめやす

要支援1	2,268円
要支援2	4,228円

※利用するメニューによって別に費用が加算されます。
・栄養改善 200円/月
・口腔機能向上 150円/月 など
※食費、日常生活費は別途負担となります。

短期間施設に入所してサービスを受けたい

介護予防 短期入所生活介護

介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事・入浴などのサービスや、生活機能の維持向上のための機能訓練が受けられます。



1日あたりの自己負担(1割)のめやす
【併設型の施設の場合】

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要支援1	451円	451円	529円
要支援2	561円	561円	656円

介護予防 短期入所療養介護

介護老人保健施設などに短期間入所して、医療や介護、生活機能の維持向上のための機能訓練が受けられます。



1日あたりの自己負担(1割)のめやす
【介護老人保健施設の場合】

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要支援1	579円	613円	624円
要支援2	726円	774円	789円

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。
※食費、日常生活費、滞在費は別途負担となります。
※連続した利用が30日を超えた場合、31日目からは全額自己負担となります。

施設に入っている方が利用する介護サービス

介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどの特定施設に入所している方が受けるサービスです。食事・入浴などのサービスや生活機能の維持向上のための機能訓練が受けられます。



1日あたりの自己負担(1割)のめやす
【包括型(一般型)】

要支援1	183円
要支援2	313円

※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。

その他のサービス

- ▶ 福祉用具貸与・購入、住宅改修 …… 34・35ページ
- ▶ 地域密着型サービス …… 31～33ページ
- ▶ 介護予防・生活支援サービス …… 37ページ

介護サービス(居宅サービス)の種類と費用のめやす

居宅サービスとは、自宅を中心に利用するサービスです。「施設に通う」「短期間施設に入所する」など、さまざまな種類のサービスが用意されています。

これらのサービスのなかから、利用者の希望に合うものを組み合わせて利用できます。

地域密着型サービス について▶ 31～33ページ

自己負担1割の費用をめやすとして掲載しています。

実際の自己負担は所得状況などにより1割、2割、3割のいずれかになります。(▶P.18参照)

※実際の費用は、利用する事業者の所在地や施設の体制、サービスの内容、加算項目などにより異なります。また、加算項目は一部項目のみを記載しています。

日常生活の手助けをしてほしい



訪問介護【ホームヘルプサービス】

ホームヘルパーに自宅を訪問してもらい、身体介護や生活援助を受けます。

〈身体介護〉

- 食事、入浴、排泄の介助
- 衣類の着脱の介助 ● 服薬の確認 など

〈生活援助〉

- 居室の掃除 ● 洗濯 ● 買い物
- 食事の準備、調理 ● 薬の受け取り など

自己負担(1割)のめやす

身体介護中心	20分～30分未満	244円
	30分～1時間未満	387円
生活援助中心	20分～45分未満	179円
	45分以上	220円

※早朝・夜間・深夜などの加算があります。

通院等乗降介助(1回)	97円
-------------	-----

※移送にかかる費用は別途必要です。

ご注意ください! 以下のサービスは、介護保険の対象となりません。

- **利用者以外の家族のための家事**
・利用者以外の家族のための洗濯、調理、布団干し ・自家用車の洗車、掃除
・来客の応対 ・主として利用者が使用する居室等以外の掃除 など
- **日常生活の家事の範囲を超えるもの**
・花木の水やり、草むしり ・話し相手のみ、留守番 ・ペットの世話
・大掃除、窓のガラス磨き、床のワックスがけ
- **金銭・貴重品の取り扱い**
・預金の引き出し、預け入れ
- **リハビリや医療行為**
- **利用者本人が不在のとき**



ヘルパーさんになんでもお願いできるわけではありません

※サービスの内容によっては、「介護保険外」のサービスとして受けることができます。希望するときは、ケアマネジャーやサービス提供事業者にご相談しましょう。



介護サービス【要介護1～5の方へ】

自己負担は1～3割です。本冊子は、**自己負担1割の費用をめやす**として掲載しています。

🏠 日常生活の手助けをしてほしい

訪問入浴介護

介護職員と看護職員が移動入浴車などで自宅を訪問し、入浴の介助をします。



自己負担(1割)のめやす

1回	1,266円
----	--------

🏠 自宅でリハビリを受けたい

訪問リハビリテーション

通いの難しい利用者がリハビリの専門家に訪問してもらい、自宅でリハビリを受けます。



自己負担(1割)のめやす

1回	308円
----	------

(令和6年3月1日現在)

給付対象外のお願いをしないために

どのようなサービスを希望するのか、そのサービスが介護保険の対象になるのかなど、ケアプランを作成するときにはケアマネジャーと具体的に話し合い、確認しましょう。



介護サービス(居宅サービス)の種類と費用のめやす

🏠 お医者さんなどにアドバイスをもらいたい

居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士に訪問してもらい、薬の飲み方、食事など療養上の管理・指導を受けます。



自己負担(1割)のめやす

【単一建物居住者1人に行う場合】

医師の場合(月2回まで)	515円
薬局の薬剤師の場合(月4回まで)	518円

(令和6年3月1日現在)

訪問看護

看護師などに訪問してもらい、床ずれの手当てや点滴の管理をしてもらいます。



自己負担(1割)のめやす

病院・診療所から	20分～30分未満	399円
	30分～1時間未満	574円
訪問看護ステーションから	20分～30分未満	471円
	30分～1時間未満	823円

※早朝・夜間・深夜などの加算があります。

(令和6年3月1日現在)

🚗 施設に行って支援やリハビリを受けたい

通所介護【デイサービス】

通所介護施設で、食事・入浴などの介護や機能訓練が日帰りで受けられます。



自己負担(1割)のめやす

【通常規模の施設／7～8時間未満の利用の場合】

要介護1	658円
要介護2	777円
要介護3	900円
要介護4	1,023円
要介護5	1,148円

※利用するメニューによって別に費用が加算されます。

- ・個別機能訓練 56円/1日
- ・栄養改善 200円/1回
- ・口腔機能向上 150円/1回

など

※食費、日常生活費は別途負担となります。

通所リハビリテーション【デイケア】

介護老人保健施設や病院・診療所で、日帰りの機能訓練などが受けられます。



自己負担(1割)のめやす

【通常規模の施設／7～8時間未満の利用の場合】

要介護1	762円
要介護2	903円
要介護3	1,046円
要介護4	1,215円
要介護5	1,379円

(令和6年3月1日現在)

※利用するメニューによって別に費用が加算されます。

- ・栄養改善 200円/1回
- ・口腔機能向上 150円/1回

など

※食費、日常生活費は別途負担となります。

自己負担は1～3割です。本冊子は、**自己負担1割の費用をめやす**として掲載しています。

短期間施設に入所してサービスを受けたい

短期入所生活介護
【ショートステイ】

介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。



1日あたりの自己負担(1割)のめやす
【併設型の施設の場合】

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	603円	603円	704円
要介護2	672円	672円	772円
要介護3	745円	745円	847円
要介護4	815円	815円	918円
要介護5	884円	884円	987円

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。
※食費、日常生活費、滞在費は別途負担となります。
※連続した利用が30日を超えた場合、31日目からは全額自己負担となります。

居室(部屋のタイプ)について	
従来型個室	リビングスペース(共同生活室)を併設していない個室
多床室	定員2人以上の相部屋
ユニット型個室	リビングスペースを併設している個室
ユニット型個室的多床室	リビングスペースを併設しているが完全な個室ではない部屋

短期入所療養介護
【医療型ショートステイ】

介護老人保健施設などに短期間入所して、医療によるケアや介護、機能訓練などが受けられます。



1日あたりの自己負担(1割)のめやす
【介護老人保健施設の場合】

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	753円	830円	836円
要介護2	801円	880円	883円
要介護3	864円	944円	948円
要介護4	918円	997円	1,003円
要介護5	971円	1,052円	1,056円

施設に入っている方が利用する介護サービス

特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどの特定施設に入所している方が受けるサービスです。食事・入浴などの介護や機能訓練を受けられます。



1日あたりの自己負担(1割)のめやす
【包括型(一般型)】

要介護1	542円
要介護2	609円
要介護3	679円
要介護4	744円
要介護5	813円

※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。

その他のサービス

- ▶ 福祉用具貸与・購入、住宅改修 34・35ページ
- ▶ 地域密着型サービス 31～33ページ

施設サービスの種類と費用のめやす

介護保険施設に入所して受けるサービスを「施設サービス」と呼びます。介護保険施設は、どのような介護が必要かによって、下記のタイプに分かれています。入所を希望するときは、施設に直接申し込みます。必要性の高い方から入所できます。

自己負担1割の費用をめやすとして掲載しています。

※施設サービスの費用は、要介護度や施設の体制、部屋のタイプによって異なります。
※居住費、食費、日常生活費は別途負担となります。
(従来型個室、多床室、ユニット型個室の違いについて▶26ページ参照)



生活介護が中心の施設

介護老人福祉施設
【特別養護老人ホーム】

常に介護が必要で、自宅では介護ができない方が対象の施設です。食事・入浴など日常生活の介護や健康管理が受けられます。

1か月あたりの施設サービス費(1割)のめやす

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護3	約21,960円	約21,960円	約24,450円
要介護4	約24,060円	約24,060円	約26,580円
要介護5	約26,130円	約26,130円	約28,650円

※新規に入所できるのは原則として、要介護3以上の方です。

介護やリハビリが中心の施設

介護老人保健施設

病状が安定し、リハビリに重点をおいた介護が必要な方が対象の施設です。医学的な管理のもとで介護や看護、リハビリが受けられます。

1か月あたりの施設サービス費(1割)のめやす

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	約21,510円	約23,790円	約24,060円
要介護2	約22,890円	約25,290円	約25,440円
要介護3	約24,840円	約27,240円	約27,390円
要介護4	約26,490円	約28,830円	約29,040円
要介護5	約27,960円	約30,360円	約30,540円

長期療養の機能を備えた施設

介護医療院

主に長期にわたり療養が必要な方が対象の施設です。医療と介護(日常生活上の世話)が一体的に受けられます。

1か月あたりの施設サービス費(1割)のめやす

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	約21,630円	約24,990円	約25,500円
要介護2	約24,960円	約28,290円	約28,800円
要介護3	約32,100円	約35,460円	約35,970円
要介護4	約35,160円	約38,490円	約39,000円
要介護5	約37,890円	約41,250円	約41,760円

● 所得が低い方は、居住費と食費の負担が軽くなります

所得が低く、食費・居住費を負担することが難しい方は、申請により、その一部が「特定入所者介護サービス費」として、介護保険から給付されます。

市町村住民税非課税等の要件に該当する方が対象となります。利用者負担段階を確認し「介護保険負担限度額認定証」を交付します。特定入所者介護サービス費等は、介護保険者が施設へ直接支払いますので、利用者の自己負担は、認定証に記載された負担限度額までになります。

変更ポイント

令和8年8月から年金収入等の基準額および食費・居住費の自己負担限度額が変更になります。

居住費・食費の自己負担限度額(1日あたり)

利用者負担段階	所得の状況	預貯金等の資産の状況	居住費(滞在費)				食費
			ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	
令和8年7月まで	生活保護受給者の方等	要件なし					
	世帯全員(別世帯の配偶者を含む)が住民税非課税 高齢福祉年金受給者の方	単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下	880円	550円	550円(380円)	0円	300円
	前年の合計所得金額+年金収入額が80万9千円以下の方	単身:650万円以下 夫婦:1,650万円以下	880円	550円	550円(480円)	430円	390円[600円]
	前年の合計所得金額+年金収入額が80万9千円超120万円以下の方	単身:550万円以下 夫婦:1,550万円以下	1,370円	1,370円	1,370円(880円)	430円	650円[1,000円]
3-②	前年の合計所得金額+年金収入額が120万円超の方	単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下	1,370円	1,370円	1,370円(880円)	430円	1,360円[1,300円]



利用者負担段階	所得の状況	預貯金等の資産の状況	居住費(滞在費)				食費
			ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	
令和8年8月から	生活保護受給者の方等	要件なし					
	世帯全員(別世帯の配偶者を含む)が住民税非課税 高齢福祉年金受給者の方	単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下	880円	550円	550円(380円)	0円	300円
	前年の合計所得金額+年金収入額が82万6千5百円以下の方	単身:650万円以下 夫婦:1,650万円以下	880円	550円	550円(480円)	430円	390円[600円]
	前年の合計所得金額+年金収入額が82万6千5百円超120万円以下の方	単身:550万円以下 夫婦:1,550万円以下	1,370円	1,370円	1,370円(880円)	430円	680円[1,030円]
3-②	前年の合計所得金額+年金収入額が120万円超の方	単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下	1,470円	1,470円	1,470円(980円)	430円(530円)	1,420円[1,360円]

()内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。
 【 】内の金額は、短期入所サービスを利用した場合の額です。
 〈 〉内の金額は、介護老人福祉施設の多床室や、Ⅱ型介護医療院などの一部の多床室を利用した場合の額です。

預貯金等の資産は、次のようなものが対象になります。(被保険者本人と配偶者名義の全てが対象です)

預貯金等の資産の種類	申請時に添付するもの
預貯金(普通・定期等)	通帳等の写し(名義、金融機関名、口座番号、直近2か月の明細と残高のわかるところ)
有価証券(株式・国債・地方債・社債など)	証券会社や銀行の口座残高の写し(ウェブサイトの写しも可)
金・銀(積立購入を含む)など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の銀行等の口座残高の写し(ウェブサイトの写しも可)
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し
タンス預金(現金)	自己申告
負債(借入金・住宅ローンなど) ※負債がある場合には、預貯金等の合計額から負債の額を控除する取り扱いとなります。	金銭消費貸借契約書など

● 施設サービスを利用したときの費用

施設サービス費の自己負担分(1~3割)に加え、居住費・食費・日常生活費を支払います。

施設サービス費の1~3割 + 居住費(滞在費) + 食費 + 日常生活費(理美容代など) = 自己負担

施設の平均的な費用をもとに、基準費用額が定められています。実際の費用は施設と利用者との契約により決められます。

居住費・食費の基準費用額(1日あたり)

ユニット型個室	居住費(滞在費)			食費	
	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	令和8年7月まで	令和8年8月から
2,066円	1,728円	1,728円(1,231円)	437円*(915円)	1,445円	1,545円

()内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。
 ※Ⅱ型介護医療院などの一部の多床室は、室料が徴収されるため、697円になる場合があります。

● 特定入所者介護サービス費の「特例減額措置」

住民税課税世帯の方で、次の要件をすべて満たす方については、申請することで、特例減額措置が適用され、第3段階②の負担軽減を受けることができます。

特例減額措置対象者の要件

① 属する世帯の構成員の数が2以上

※配偶者が同一世帯に属していない場合は、世帯員の数に1を加えた数が2以上
 ※施設入所により世帯が分かれた場合も、なお同一世帯とみなす。

② 介護保険施設に入所し、利用者負担第4段階の食費・居住費を負担

③ 全ての世帯員および配偶者の年間収入から施設の利用者負担の見込額を除いた額が80万9千円(令和8年8月から82万6千5百円)以下

※利用者負担の見込額は「介護サービス費」に「食費と居住費」を加えたもので、その他の日常生活費等は含めません。
 介護サービス費について、高額サービス費の支給がある場合は、支給額を差し引いた利用者負担額となります。

④ 全ての世帯員および配偶者について、現金、預貯金、有価証券等の額が450万円以下

⑤ 全ての世帯員および配偶者について、世帯がその居住用の家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を所有していない

⑥ 全ての世帯員および配偶者について介護保険料を滞納していない

特例減額措置の申請手続きについて詳しいことは、給付課給付係までお問い合わせください。

介護保険 Q & A



Q 交通事故が原因で介護が必要となった場合、介護保険サービスは利用できますか？

A 65歳以上(第1号被保険者)の方は、介護が必要となった原因を問わず、要介護認定を受ければ介護保険サービスを利用できます。ただし、交通事故などの第三者行為が原因の場合は、佐賀中部広域連合給付係へ届け出をお願いします。
40～64歳(第2号被保険者)の方は、特定疾病を原因として介護が必要となり、要介護認定を受けた方がのみが介護保険サービスを利用できます。

Q 認定の申請をしましたが、結果が出る前にサービスは利用できますか？

A 暫定プランによりサービスを利用できます。
ただし、認定結果によっては非該当になる場合や介護保険で利用できるサービスの支給限度額が変わる場合がありますので、ケアマネジャーとよく相談し、サービスを利用してください。

Q 現在入院中ですが、認定の申請をすることはできますか？

A 退院後に在宅で介護保険サービスを利用する場合、または、介護保険施設への入所を希望する場合は申請できます。要介護認定は、病状が安定していることが前提となりますので、安定してから申請してください。

Q 本人の状態が変化した場合、認定結果を変更してもらうことはできますか？

A 介護の必要な度合いが変わった場合などには、要介護度の区分変更申請ができます。

Q 施設に入所するにはどうすればいいのですか？

A 施設への入所を希望する場合は、施設に直接お申し込みください。

地域密着型サービス

住み慣れた地域で受けるサービス

住み慣れた地域を離れずに生活を続けられるように、地域の特性に応じた柔軟な体制で提供されるサービスです。利用は、原則として佐賀中部広域連合の被保険者に限定されています。

自己負担1割の費用をめやすとして掲載しています。
実際の自己負担は所得状況などにより1割、2割、3割のいずれかになります。(▶P.18参照)
実際の費用は、利用する事業者の所在地や施設の体制、サービスの内容、加算項目などにより異なります。

通い・訪問・泊まりなどを組み合わせて利用したい

小規模多機能型居宅介護 (介護予防小規模多機能型居宅介護)

小規模な住居型の施設への「通い」を中心に、自宅に来てもらう「訪問」、施設に「泊まる」サービスが柔軟に受けられます。

1か月あたりの自己負担(1割)のめやす

要支援 1	3,450円
要支援 2	6,972円
要介護 1	10,458円
要介護 2	15,370円
要介護 3	22,359円
要介護 4	24,677円
要介護 5	27,209円

※食費、日常生活費、宿泊費は別途負担となります。



看護小規模多機能型居宅介護【複合型サービス】

利用者の状況に応じて、小規模な住居型の施設への「通い」、自宅に来てもらう「訪問」(介護と看護)、施設に「泊まる」サービスが柔軟に受けられます。

1か月あたりの自己負担(1割)のめやす

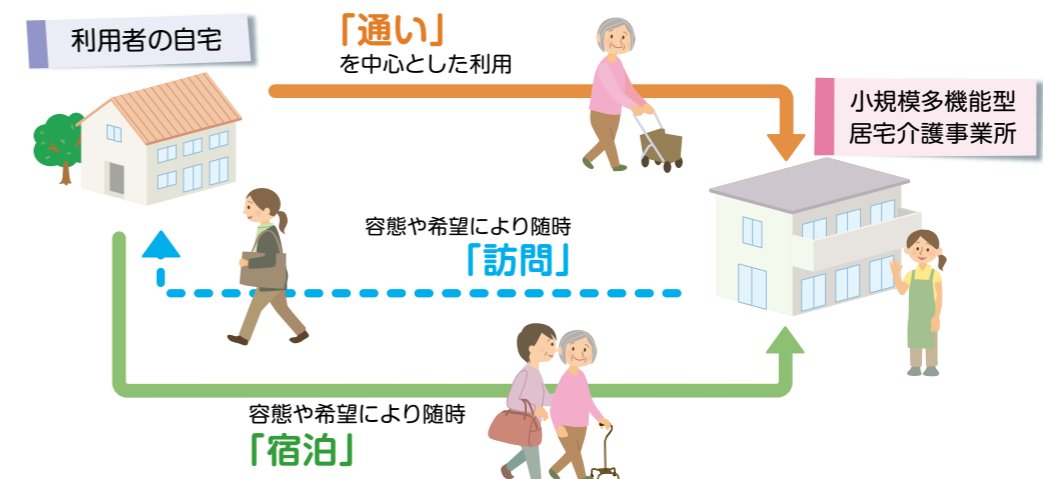
要介護 1	12,447円
要介護 2	17,415円
要介護 3	24,481円
要介護 4	27,766円
要介護 5	31,408円

※食費、日常生活費、宿泊費は別途負担となります。

※要支援の方は利用できません。



<小規模多機能型居宅介護のイメージ>



地域の小規模な施設に入所したい

地域密着型 介護老人福祉施設入所者生活介護

定員29人以下の小規模な介護老人福祉施設で、食事・入浴などの介護や健康管理が受けられます。



1日あたりの自己負担(1割)のめやす

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護3	745円	745円	828円
要介護4	817円	817円	901円
要介護5	887円	887円	971円

※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。
※新規に入所できるのは原則、要介護3以上の方。

地域密着型 特定施設入居者生活介護

定員29人以下の小規模な有料老人ホームなどの特定施設で、食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。

1日あたりの自己負担(1割)のめやす

要介護1	546円
要介護2	614円
要介護3	685円
要介護4	750円
要介護5	820円

※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。
※要支援の方は利用できません。

24時間対応の訪問サービスを利用したい

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

密接に連携をとっている介護職員と看護師の定期的な訪問を受けられます。また、通報や電話などをすることで、随時対応も受けられます。

※要支援の方は利用できません。



1か月あたりの自己負担(1割)のめやす
【介護、看護一体型事業所の場合】

要介護度	介護のみ利用	介護と看護を利用
要介護1	5,446円	7,946円
要介護2	9,720円	12,413円
要介護3	16,140円	18,948円
要介護4	20,417円	23,358円
要介護5	24,692円	28,298円

【夜間対応型】(新設)

基本夜間訪問型サービス	989円
-------------	------

夜間もヘルパーさんに来てもらいたい

夜間対応型訪問介護

夜間に定期的な訪問で介護を受けられる「定期巡回」、緊急時など、利用者の求めに応じて介護を受けられる「随時対応」のサービスなどがあります。



自己負担(1割)のめやす
【基本対応の場合】

基本夜間対応型訪問介護	989円/月
定期巡回サービス	372円/回
随時訪問サービス	567円/回

※要支援の方は利用できません。

施設に行き支援やリハビリを受けたい

地域密着型通所介護

定員18人以下の小規模な通所介護施設で、食事・入浴などの介護や機能訓練が日帰りで受けられます。

自己負担(1割)のめやす
【7～8時間未満の利用の場合】

要介護1	753円
要介護2	890円
要介護3	1,032円
要介護4	1,172円
要介護5	1,312円

※食費、日常生活費は別途負担となります。
※要支援の方は利用できません。



認知症の方を対象にしたサービスを利用したい

認知症対応型通所介護
(介護予防認知症対応型通所介護)

認知症と診断された方が食事・入浴などの介護や支援、機能訓練を日帰りで受けられます。

自己負担(1割)のめやす
【7～8時間未満利用した場合】

要支援1	861円
要支援2	961円
要介護1	994円
要介護2	1,102円
要介護3	1,210円
要介護4	1,319円
要介護5	1,427円

※食費、日常生活費は別途負担となります。



認知症対応型共同生活介護
(介護予防認知症対応型共同生活介護)
【グループホーム】

認知症と診断された方が共同で生活できる場(住居)で、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練が受けられます。

1日あたりの自己負担(1割)のめやす
【1ユニットの事業所の場合】

要支援2	761円
要介護1	765円
要介護2	801円
要介護3	824円
要介護4	841円
要介護5	859円

※食材料費、日常生活費、居住費は別途負担となります。
※要支援1の方は利用できません。



生活環境を整えるサービス

自立した生活を送るための福祉用具を借りる

福祉用具貸与(介護予防福祉用具貸与)

次の13種類が貸し出しの対象となります。
要介護度によって利用できる用具が異なります。



- = 利用できる。
- × = 原則として利用できない。
- ▲ = 尿のみを吸引するものは利用できる。

	要支援1・2 要介護1	要介護 2・3	要介護 4・5
・手すり(工事をともなわないもの) ・歩行器	○	○	○
・スロープ(工事をともなわないもの) ・歩行補助つえ	○	○	○
・車いす ・特殊寝台 ・体位変換器 ・移動用リフト	×	○	○
・車いす付属品(クッション、電動補助装置等) ・特殊寝台付属品 ・認知症老人徘徊感知機器		○	○
・床ずれ防止用具		○	○
・自動排泄処理装置	▲	▲	○

・月々の利用限度額の範囲内で、実際にかかった費用の1～3割を自己負担します。
・用具の種類や事業者により金額は変わります。

福祉用具を買う

申請が必要です

特定福祉用具購入(特定介護予防福祉用具購入)

購入費支給の対象は、次の品目です。



- 腰掛便座(便座の底上げ部材を含む)
- 自動排泄処理装置の交換可能部品
- 入浴補助用具(入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴用介助ベルト等)
- 簡易浴槽
- 排泄予測支援機器
- 固定用スロープ
- 歩行補助つえ(松葉づえを除く単点つえおよび多点つえ)
- 移動用リフトのつり具の部分
- 歩行器(歩行車を除く)

※指定を受けていない事業者から購入した場合は、支給の対象になりませんのでご注意ください。

貸与と購入を選択できます。

いったん利用者が全額負担します。あとで領収書などを添えて佐賀中部広域連合に申請すると年間10万円を上限にかかった費用の7～9割が支給されます。(毎年4月1日から1年間)

佐賀中部広域連合に登録した販売事業者から購入する場合、利用者が販売事業者利用者負担分を支払い、保険者負担分については佐賀中部広域連合から直接、販売事業者へ支払う「受領委任払い」も利用できます。

購入する際には、販売事業者にいる福祉用具専門相談員による計画作成が必要です。

一部の福祉用具は貸与と購入を選択できます。

固定用スロープ、歩行器(歩行車を除く)、歩行補助つえ(松葉づえを除く単点つえおよび多点つえ)については、福祉用具専門相談員またはケアマネジャーからの提案により、貸与と購入を選択できます。

より安全な生活が送れるように住宅を改修する

事前と事後に申請が必要です

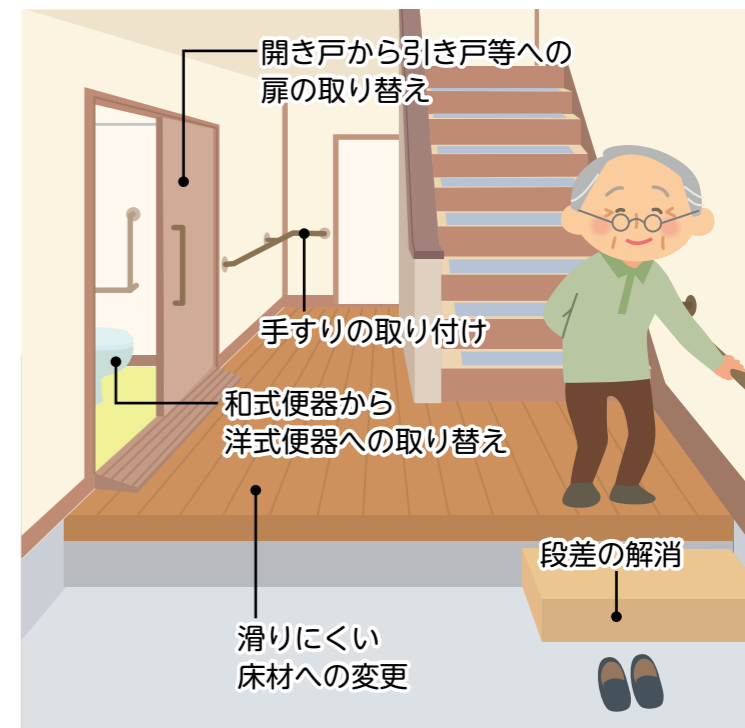
居宅介護住宅改修(介護予防住宅改修)

生活環境を整えるための住宅改修に対し、20万円を上限として費用の7～9割(1割～3割と支給対象外の工事費は自己負担)が住宅改修費として支給されます。

● 工事の前に保険給付の対象となるかどうかを、ケアマネジャーなどに相談しましょう。

◎介護保険の対象となる工事の例

- 手すりの取り付け
 - 段差の解消
 - 滑りにくい床材への変更
 - 開き戸から引き戸等への扉の取り替え
 - 和式から洋式への便器の取り替え
 - その他これらの各工事に付帯して必要な工事
- ※屋外部分の改修工事も給付の対象となる場合があります。



手続きの流れ

事前と事後に申請が必要です

ケアマネジャーなどに相談

施工事業者の選択・見積もり依頼

佐賀中部広域連合へ事前に申請

事前の申請に必要な書類

- 住宅改修費支給申請書
- 工事費見積書
- 住宅改修が必要な理由書
ケアマネジャーなどに作成を依頼します。
- 改修後の完成予定の状態がわかるもの
写真または簡単な図を用いたもの。
- 住宅の所有者の承諾書
(改修の利用者と住宅の所有者が異なる場合)

工事の実施・完了

佐賀中部広域連合へ事後申請

事後の申請に必要な書類

- 住宅改修に要した費用の領収書(償還払いのとき)
- 工事費内訳書
介護保険の対象となる工事の種類を明記し、各費用などが適切に区分してあるもの。
- 完成後の状態を確認できる書類
改修前、改修後の日付入りの写真を添付。

住宅改修費の支給

- 必要に応じて現地確認を行う場合があります。

支給限度額 / 20万円

20万円が上限で、その1～3割が自己負担です。
※1回の改修で20万円を使い切らずに、数回に分けて使うこともできます。
※引っ越しをした場合や要介護度が著しく高くなった場合、再度支給を受けることができます。

住宅改修のサービスを受けるには、要支援1以上の認定を受けていることが前提となります。

また、住宅改修を利用するときには、複数の業者から見積りをとりましょう。



※いったん利用者が改修費全額を負担します。佐賀中部広域連合に申請すると、支給対象となる工事費用のうち20万円を上限にその9割～7割(1割～3割と支給対象外の工事費は自己負担)が支給されます。

※佐賀中部広域連合に登録した施工業者に依頼する場合、利用者が施工業者に利用者負担分を支払い、保険者負担分については佐賀中部広域連合から直接施工業者に支払う「受領委任払い」も利用できます。

※上記の住宅改修費支給とは別に補助の対象となる場合がありますので、ケアマネジャーなどにご相談ください。

事業者と契約するときの**注意**点

居宅介護支援事業者や介護サービス提供事業者と契約する際は、契約の内容やサービスの提供体制などを必ず確認しましょう。

✓ 事業者選びの**チェックポイント**!

契約について

- 希望するサービスが受けられる?
- 契約の期間は?
- 利用料とその計算の方法（自己負担となる費目とその額）は?
- サービス内容を変更・キャンセルする場合の手続きと料金は?
- 契約を解除する場合の条件や手続きは?
- サービスを受けることによって損害が発生した場合の賠償義務については明確?

事業者について

- 佐賀中部広域連合から指定された事業者?
- 苦情、相談などの方法、窓口は?
- サービスの提供時間や職員体制が希望にあっている?
- プライバシー保護について具体的な取り組みがとられている?
- 介護に関する資格を持った職員がいる?



サービスに**苦情・不満**があるときは

受けているサービスについて相談できる、さまざまな窓口があります。

まずは、利用しているサービス提供事業者の相談窓口**に連絡**

各事業者には、利用者の相談に応じる担当者がおかれています。



解決しない場合は...

「ケアマネジャー」に相談

担当ケアマネジャーには日ごろからサービス状況などを細かく報告しておくで安心です。



「佐賀県や介護保険者」に相談

相談や苦情の内容をもとに、佐賀県や佐賀中部広域連合で事業者を調査して指導します。



「おたっしゃ本舗」に相談

地域の高齢者の総合的支援を行う「おたっしゃ本舗(地域包括支援センター)」で相談を受け付けています。



「国保連」に相談

国保連(佐賀県国民健康保険団体連合会)にも苦情などを申し立てることができます。



地域支援事業(総合事業)

介護予防・日常生活支援総合事業

自分らしい生活を送るために

介護予防とは、「できるかぎり介護が必要にならないようにする」「もし介護が必要になってもそれ以上悪化させないようにする」取り組みのことです。

いつまでも自分らしく自立した生活を送るために、元気なうちや生活機能の低下が軽度な早い段階から介護予防に取り組みましょう。

1 からだの機能を維持しましょう

手足の動き、視力や聴力、口腔、こころの働きなどの機能を維持しましょう。食事や運動の生活習慣が大切です。

2 生活の中での動作を維持しましょう

食事や排泄、入浴などの日常生活の動作に限らず家事や趣味活動に必要な動作の維持にも努めましょう。

3 家庭や社会での役割を持ちましょう

家庭内の役割、趣味の会や体操教室などへの参加、地域の中での役割など社会参加の機会をもちましょう。

サービス利用の流れ

65歳以上の方

お住まいの地域を担当するおたっしゃ本舗(地域包括支援センター)または市町の窓口へご相談ください

- 介護保険の要介護認定で「要支援1・2」と認定された方
- おたっしゃ本舗が行う「基本チェックリスト」で生活機能の低下が認められ、事業の利用が適当と認められた方(事業対象者)

● すべての65歳以上の方



サービス・活動事業

が利用できます

おたっしゃ本舗の介護予防ケアマネジメントにもとづいて、次のようなサービスが利用できます。

- 訪問型サービス
- 通所型サービス
- 市町の独自サービス

一般介護予防事業

が利用できます

健康維持と介護予防につながる各種講演会やボランティア研修、生活機能向上プログラムなどに参加できます。



介護予防・日常生活支援総合事業

訪問型サービス

介護予防訪問介護相当サービス

身体介護が必要な方に対して、身体介護【入浴・排泄・食事等】や生活援助【調理・洗濯・掃除等】などのサービス。

●自己負担のめやす(1か月)

内容	費用のめやす	自己負担(1割の場合)
週1回程度の利用	11,760円	1,176円
週2回程度の利用	23,490円	2,349円
週2回を超える利用(要支援2のみ)	37,270円	3,727円



生活援助型訪問サービス

身体介護が必要ない方に対して、生活援助のみのサービス。

●自己負担のめやす(1か月)

内容	費用のめやす	自己負担(1割の場合)
週1回程度の利用	10,000円	1,000円
週2回程度の利用	19,980円	1,998円
週2回を超える利用(要支援2のみ)	31,690円	3,169円

通所型サービス

介護予防通所介護相当サービス

通所型サービス事業所で、食事・入浴など日常生活上の支援や生活行為向上のための支援を利用できるサービス。

●自己負担のめやす(1回につき)

要介護度	費用のめやす	自己負担(1割の場合)
要支援1	4,360円	436円
要支援2	4,470円	447円

※送迎、入浴を含む



運動型通所サービス

短時間で運動器の機能向上の支援を利用できるサービス。

●自己負担のめやす(1回につき)

要介護度	費用のめやす	自己負担(1割の場合)
要支援1	3,380円	338円
要支援2	3,470円	347円

※送迎を含む

※上記サービスは、サービスごとに佐賀中部広域連合の指定を受けた事業所をご利用いただけます。また、時期やお住まいの地区によって、利用可能なエリアが異なる場合があります。

お住まいの市町のみで利用できるサービス

お住まいの市町によっては、記載のサービス以外に、独自のサービスを実施している市町があります。お尋ねは、市町の高齢福祉部署や、おたっしや本舗(地域包括支援センター)にお願いいたします。

元気なうちから一般介護予防事業を利用して自分らしく生活をおくりましょう！！

一般介護予防事業では、市町や地域の住民が主体となった体操教室や介護予防に関する講演会などがあり、**65歳以上の方なら、どなたでも**ご利用いただけます！

介護予防活動をサポートする人材になるための
「ボランティア育成研修会などへの参加」



地域住民などが自主的に運営する筋力向上などのための
「体操教室」



介護予防に関する知識を深めるための
「健康講座や講演会などへの参加」



自立した生活を支援するための
「運動・栄養・口腔機能向上教室」



高齢者の閉じこもり予防や通いの場のための
「高齢者ふれあいサロン」



認知症を予防・支援するための
「認知症予防教室」



高齢者の介護予防のための
「趣味の作品展」「スポーツ大会」



※お住まいの地域によって提供されるサービスや利用者負担は異なります。詳しくは市町の窓口やおたっしや本舗(地域包括支援センター)にお問い合わせください。



◎体を動かす習慣をつけましょう

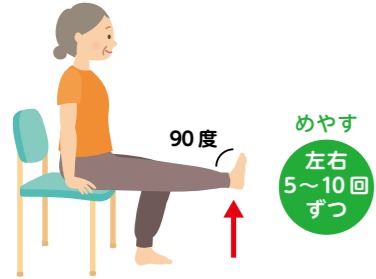
歩く時間を増やしましょう。できる方は、ウォーキングに加えて、筋力トレーニングにも取り組みましょう。



自宅でできる筋力トレーニング

- 回数はめやすです。体力や体の状態にあわせて回数を設定してください。
- 運動する部位に痛みなどがある方や病気療養中の方は、運動を行う前に医師に相談しましょう。

1 ひざ伸ばし



- めやす
左右
5~10回
ずつ
- ①背筋を伸ばしていすに座る。
 - ②ひざをゆっくり伸びるところまで伸ばし、つま先を天井に向けて、キープしたあと、ゆっくり元に戻す。

2 かかと上げ



- めやす
1セット
10回
- ①いすの背もたれをつかみ、軽く脚を開いてまっすぐ立つ。
 - ②体が高くなるようにかかとを上げる。

3 脚の後ろ上げ



- めやす
左右
10回
ずつ
- ①いすの背もたれをつかみ、まっすぐ立つ。
 - ②ひざを伸ばしたまま脚をまっすぐ後ろに上げて3秒キープしたあとゆっくり元に戻す。

※いすは、丈夫でしっかりしたものを使いましょう。

◎バランスよくしっかり食べましょう

栄養バランスのよい食事を心がけましょう。肉や魚、卵などのたんぱく質をしっかりとりましょう。病気療養中の方は、医師の指示を守りましょう。

1日3食 バランスよく食べる



たんぱく質を 十分にとる



さまざまな野菜を 毎日食べる



カルシウムの不足に 気をつける



◎生活習慣を整えて積極的に外出しましょう

規則正しい生活をし、身だしなみを整えて、積極的に外出しましょう。

生活リズムを整えよう

朝起きる時間や食事の時間を守ることで、生活リズムを整えましょう。



口の健康を保ちましょう

歯みがきや、入れ歯の手入れをしっかりと、口の健康を保ちましょう。噛む力を鍛えることも重要です。



清潔にも 気を使おう

ひげの手入れや整髪などで清潔を保つようにしましょう。

*佐賀中部広域連合では、椅子に座って行う体操を「おたっしや体操」としてまとめています。「おたっしや体操」には、椅子に座ってできる運動のほかに、お口の体操や棒体操、有酸素運動があります。ホームページに掲載しています。ぜひご利用ください！

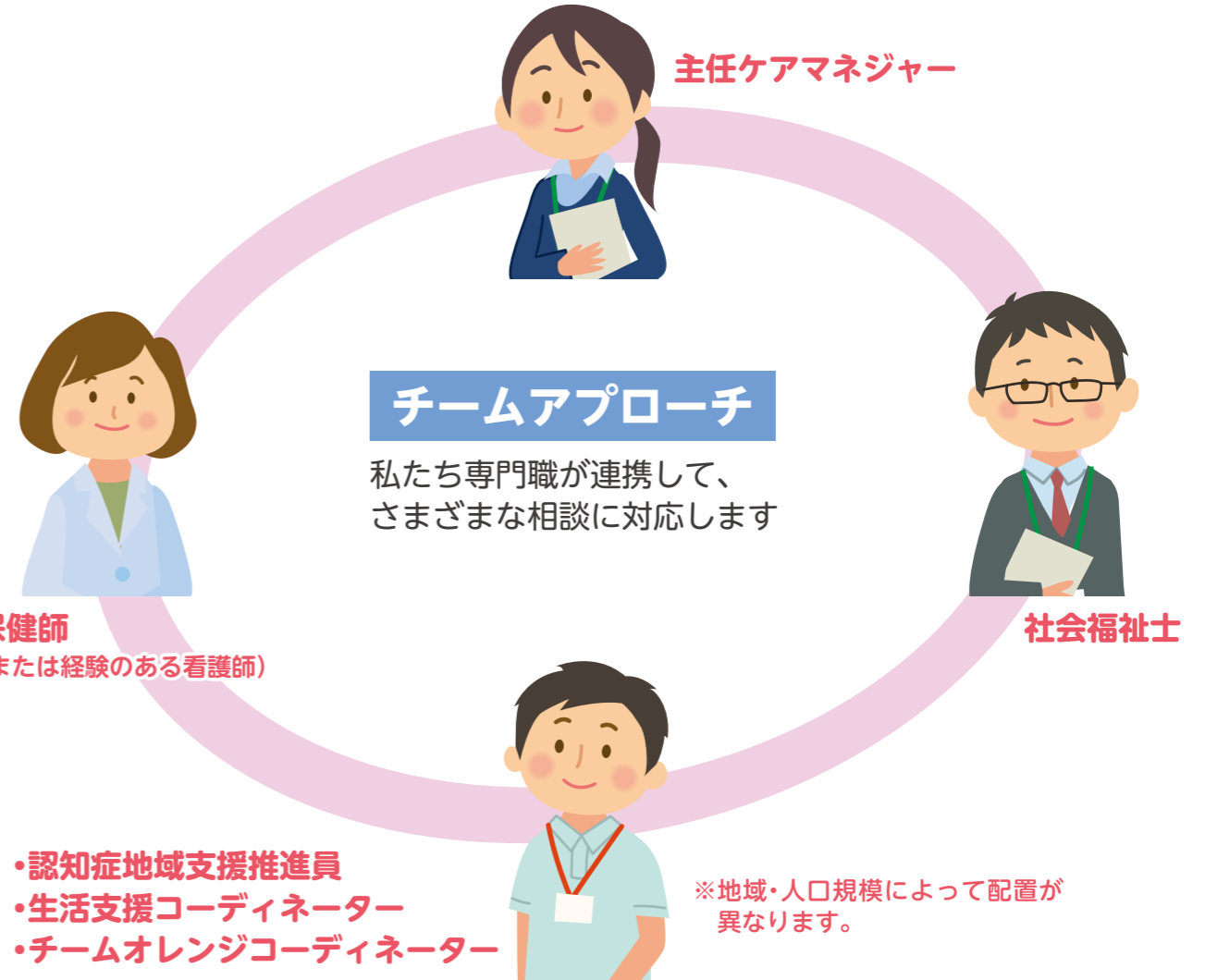


おたっしや本舗（地域包括支援センター）のご案内

「地域包括支援センター」は、高齢者のみなさんが住み慣れた地域で、いつまでもお元気で安心して過ごしていただけるよう、その支援を行うための総合相談窓口です。（佐賀中部広域連合の委託による公的機関です）

「おたっしや本舗」とは、佐賀中部広域連合内で「地域包括支援センター」が身近で親しみやすいものとなるようにつけた愛称です。

高齢者に関するご相談は、お住まいの地区の「おたっしや本舗」に、お気軽にどうぞ。



- 認知症地域支援推進員
- 生活支援コーディネーター
- チームオレンジコーディネーター

おたっしゃ本舗が行っている主な支援

高齢者に関する
総合的な相談窓口です
(総合相談支援業務)

たとえば、高齢者の
介護や福祉に関する
相談をお受けし、関係
機関と連携しながら
支援します。

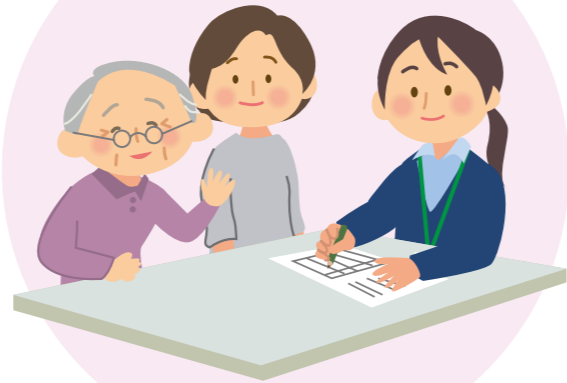


家族だけで
介護するのはたいへん
ご近所の一人暮らしの
高齢者が心配

最近物忘れが
ひどくなってきた…
どこに相談していいのかわからないなあ

自立した生活ができるよう
介護予防をすすめます
(介護予防ケアマネジメント業務)

要支援1・2および事業対象者の方のしたいこと、できるようになりたいことを目標に、できる限り自分で生活が送れるように支援します。



高齢者のみなさんの権利を
守ります
(権利擁護業務)

成年後見制度の利用支援、消費者被害の防止のための支援、高齢者の虐待防止や早期発見・早期対応などに取り組みます。



- ・悪質商法の被害にあっていませんか？
- ・お金の管理や契約は大丈夫ですか？
- ・虐待(身体的、心理的、経済的)の不安はありませんか？

暮らしやすい地域づくりに
取り組んでいます
(包括的・継続的ケアマネジメント業務)

いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、介護サービス事業者や医療・行政機関のネットワークづくりを進めています。また、地域のケアマネジャーの活動を支援します。



おたっしゃ本舗(地域包括支援センター)一覧

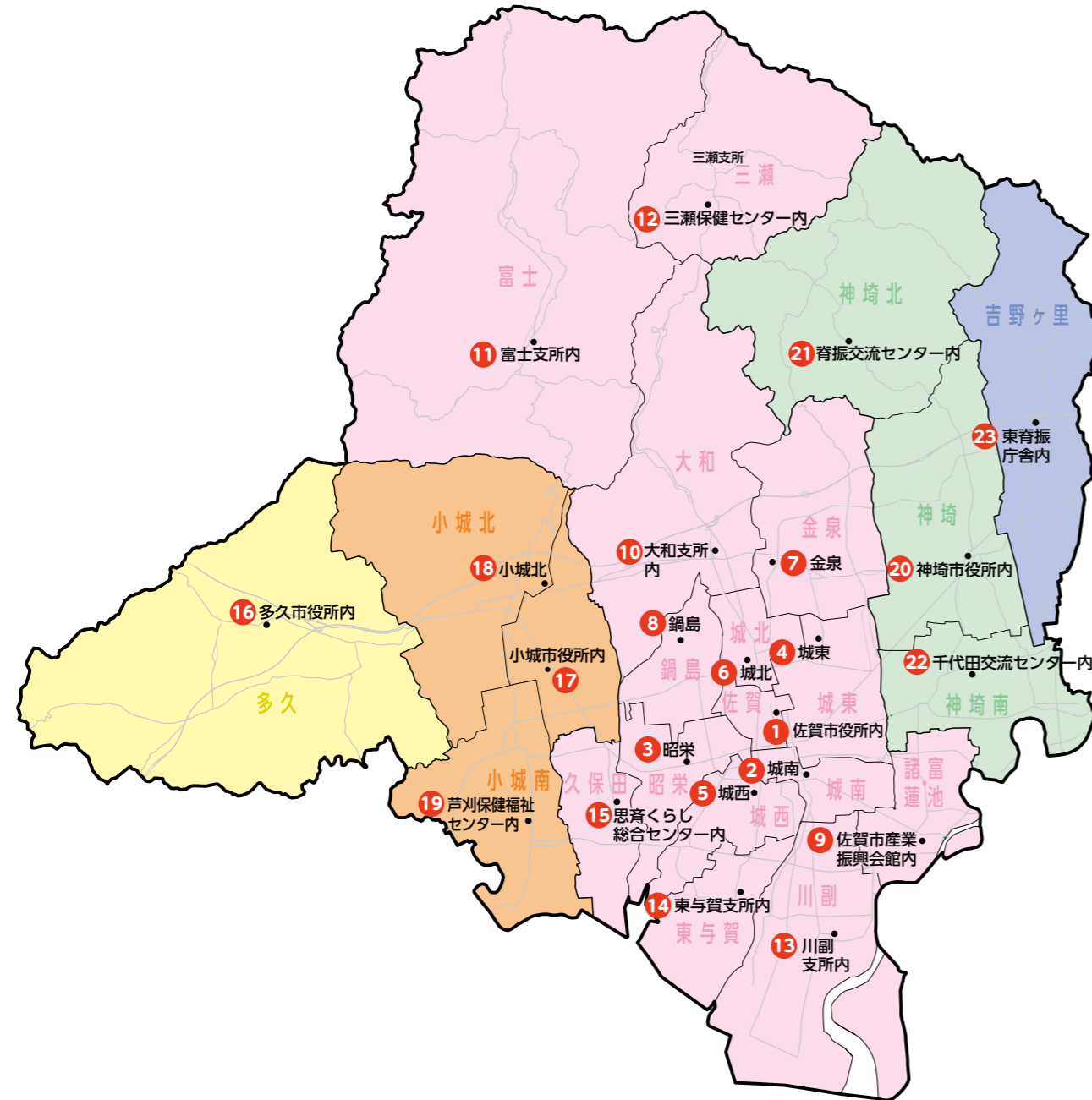
佐賀中部広域連合内には、23か所の「おたっしゃ本舗(地域包括支援センター)」があり、地域に住む高齢者のみなさんなどが身近に相談することができるように担当地区を設定しています。お住まいの地区の「おたっしゃ本舗」をご確認ください。



市町名	担当地区	名 前 (正式名称)	所在地	電話番号
佐賀市	勸興・神野	① おたっしゃ本舗 佐賀 (佐賀市地域包括支援センター)	佐賀市栄町1番1号 【佐賀市役所本庁舎内】	40-7284
	赤松・北川副	② おたっしゃ本舗 城南 (佐賀市城南地域包括支援センター)	佐賀市南佐賀一丁目13-5	41-5770
	日新・嘉瀬・新栄	③ おたっしゃ本舗 昭栄 (佐賀市昭栄地域包括支援センター)	佐賀市嘉瀬町大字扇町2358番地1	41-7500
	循誘・巨勢・兵庫	④ おたっしゃ本舗 城東 (佐賀市城東地域包括支援センター)	佐賀市兵庫町大字淵1906番地1	33-5294
	西与賀・本庄	⑤ おたっしゃ本舗 城西 (佐賀市城西地域包括支援センター)	佐賀市本庄町大字本庄289番地3	41-8323
	高木瀬・若楠	⑥ おたっしゃ本舗 城北 (佐賀市城北地域包括支援センター)	佐賀市若楠三丁目1番11号	20-6539
	金立・久保泉	⑦ おたっしゃ本舗 金泉 (佐賀市金泉地域包括支援センター)	佐賀市金立町大字千布2991番地1	71-8100
	鍋島・開成	⑧ おたっしゃ本舗 鍋島 (佐賀市鍋島地域包括支援センター)	佐賀市鍋島三丁目3番20 鍋島シェストビル1階	97-9040
	諸富町・蓮池	⑨ おたっしゃ本舗 諸富・蓮池 (佐賀市諸富・蓮池地域包括支援センター)	佐賀市諸富町大字為重529番地5 【佐賀市産業振興会館内】	47-5164
	大和町	⑩ おたっしゃ本舗 大和 (佐賀市大和地域包括支援センター)	佐賀市大和町大字尼寺1870番地 【佐賀市大和支所内】	51-2411
	富士町	⑪ おたっしゃ本舗 富士 (佐賀市富士地域包括支援センター)	佐賀市富士町大字古湯2685番地 【佐賀市富士支所内】	58-2810
	三瀬村	⑫ おたっしゃ本舗 三瀬 (佐賀市三瀬地域包括支援センター)	佐賀市三瀬村藤原3882番地6 【佐賀市三瀬保健センター内】	56-2417
	川副町	⑬ おたっしゃ本舗 川副 (佐賀市川副地域包括支援センター)	佐賀市川副町大字鹿江620番地1 【佐賀市川副支所内】	97-9034
	東与賀町	⑭ おたっしゃ本舗 東与賀 (佐賀市東与賀地域包括支援センター)	佐賀市東与賀町大字下古賀1193番地 【佐賀市東与賀支所内】	45-3238
	久保田町	⑮ おたっしゃ本舗 久保田 (佐賀市久保田地域包括支援センター)	佐賀市久保田町大字新田3331番地3 【思斉くらし総合センター内】	51-3993
多久市	多久市	⑯ おたっしゃ本舗 多久 (多久市地域包括支援センター)	多久市北多久町大字小侍7番地1 【多久市役所庁舎内】	75-6033

おたっしや本舗 (地域包括支援センター)

市町名	担当地区	名 前 (正式名称)	所在地	電話番号
小城市	三日月町	17 おたっしや本舗 小城 (小城市地域包括支援センター)	小城市三日月町長神田2312番地2 【小城市役所西館内】	37-6108
	小城町	18 おたっしや本舗 小城北 (小城市北部地域包括支援センター)	小城市小城町723番地24	73-2172
	牛津町・ 芦刈町	19 おたっしや本舗 小城南 (小城市南部地域包括支援センター)	小城市芦刈町三王崎1522番地 【小城市芦刈保健福祉センター内】	66-6376
神崎市	神崎町	20 おたっしや本舗 神崎 (神崎市地域包括支援センター)	神崎市神崎町鶴3542番地1 【神崎市役所本庁舎内】	51-1234
	脊振町	21 おたっしや本舗 神崎北 (神崎市北部地域包括支援センター)	神崎市脊振町広滝555番地1 【神崎市脊振交流センター内】	59-2005
	千代田町	22 おたっしや本舗 神崎南 (神崎市南部地域包括支援センター)	神崎市千代田町直鳥166番地1 【神崎市千代田交流センター内】	34-6080
吉野ヶ里町	23 おたっしや本舗 吉野ヶ里 (吉野ヶ里町地域包括支援センター)	神崎郡吉野ヶ里町三津777番地 【吉野ヶ里町東脊振庁舎内】	37-0344	



事業者等一覧

居宅介護支援事業者 一覧

市町名	事業所名	所在地	電話番号
佐賀市	居宅介護支援事業所 さくら	佐賀市唐人一丁目4番30号	0952-37-3987
	居宅介護支援事業所 リンクス	佐賀市八幡小路6番14号	0952-77-9187
	ほうむ 居宅介護支援事業所	佐賀市田代二丁目7番24号	0952-20-8883
	神野診療所 ケアマネージメントサービス	佐賀市神野東四丁目10番36号	0952-36-4885
	居宅介護支援センター まる	佐賀市神野西三丁目15番28号 グランドール神野502号	080-3953-7182
	居宅介護支援事業所 おそえがわ	佐賀市神園三丁目4番5号	0952-31-8177
	居宅介護支援事業所 きらめき新郷	佐賀市神野東四丁目5番12号	0952-37-1195
	百武整形外科病院 居宅介護支援事業所	佐賀市水ヶ江三丁目2番13号	0952-97-6675
	ケアプランサービス ほっこり	佐賀市南佐賀二丁目15-20-S2	0952-20-3369
	つばみ荘 老人介護支援相談所	佐賀市北川副町大字光法1480番地2	0952-25-2803
	ふく	佐賀市北川副町大字光法1686番地9	080-4406-9470
	居宅介護支援事業所 南佐賀	佐賀市北川副町大字新郷654番地1	0952-28-0852
	医療法人信愛整形外科医院 指定居宅介護支援事業所 すこやか	佐賀市川原町4番8号	0952-20-3377
	居宅介護支援事業所 そよ風	佐賀市昭栄町7番11号	090-2312-5572
	介護支援サービスセンター エバーグリーン	佐賀市嘉瀬町大字中原1965番地1	0952-28-2521
	扇寿荘 居宅介護支援センター	佐賀市嘉瀬町大字中原2585番地	0952-28-6166
	佐賀県看護協会 介護支援事業所	佐賀市緑小路6番10号	0952-29-7633
	NextCare Happiness	佐賀市天祐一丁目8番47号 コーポ・テルA101号	080-2731-6153
	居宅介護支援事業所 花みずき	佐賀市巨勢町大字牛島397番地11	0952-23-2023
	ケアパートナー佐賀 居宅介護支援事業所	佐賀市兵庫北三丁目10番29号	0952-36-7362
	居宅介護支援事業所 ケアビレッジ夢咲	佐賀市兵庫北六丁目2番23号	0952-20-0502
	介護サービスセンター うえむら	佐賀市兵庫町大字淵4604番地1	0952-33-0261
	ケアプランサービス アルナ佐賀	佐賀市兵庫町瓦町968番地2	0952-20-3110
	セントケア佐賀	佐賀市兵庫南三丁目1番19号	0952-27-1612
	独立行政法人 地域医療機能推進機構 佐賀中部病院附属居宅介護支援センター	佐賀市兵庫南三丁目8番1号	0952-28-5333
	あやとり居宅介護支援事業所	佐賀市光三丁目11番1-1号	0952-65-9611
	なゆたの森ケアマネジメントサービス	佐賀市本庄町大字本庄269番地1	0952-20-6060
	うなぎのねどこ 居宅介護支援事業所	佐賀市本庄町大字末次572番地1	0952-65-4131
	居宅介護支援事業所 ふくろ	佐賀市本庄町大字袋167番地2	0952-37-8490
	ケアマネジメント 花みずき	佐賀市本庄町大字袋256番地1	0952-23-3323
	居宅介護支援事業所 シルバーケア佐賀	佐賀市高木瀬町大字長瀬1307番地	0952-37-8813
	居宅介護支援事業所 クローバー	佐賀市高木瀬町大字長瀬1307番地	0952-37-7828
	居宅介護支援事業所 かがやき	佐賀市高木瀬町大字長瀬1910番地1	0952-37-1097
	ケアマネジメント ケアポート晴寿	佐賀市高木瀬町大字東高木1170番地	0952-32-3335
	橋野医院 居宅介護支援事業所	佐賀市高木瀬東五丁目17番11号	0952-20-3366
	ケアマネジメント 綴	佐賀市高木瀬西四丁目17番3号	070-4706-9008
	ケアマネージメントセンター つなぐ	佐賀市八丁畷町3番14号	090-5470-3351
	ケアプランサービス Enne	佐賀市若楠一丁目2番1号105号室	0952-43-3445
	介護支援センター シニアライフ佐賀	佐賀市若楠二丁目4番1号	0952-33-2211
	居宅介護支援センター なんてん	佐賀市若宮二丁目7番1号	0952-36-5030
	介護支援センター まんてん	佐賀市若宮二丁目7番1号	0952-30-5035
	ケアマネジメントサービス 桂寿苑	佐賀市金立町大字千布4088番地1	0952-71-8055
	きりん 居宅介護支援事業所	佐賀市久保泉町大字上和泉2232番地1	0952-98-2655
	ケアマネジメントサービス Sola	佐賀市久保泉町大字川久保2225番地1	0952-37-0678
	ライフエイド ケアマネジメントサービス	佐賀市久保泉町大字川久保5403番地	0952-98-3331
	ニチイケアセンター さが	佐賀市鍋島三丁目14番28号	0952-34-5537
	Seedケアマネジメント	佐賀市鍋島三丁目15番41号 カーサ鍋島B101号	0952-97-6526
居宅介護支援事業所 青空	佐賀市鍋島町大字蛸久107番地	0952-36-7782	
居宅介護支援事業所 春庵	佐賀市鍋島町大字蛸久1313番地	0952-31-0724	
居宅介護支援事業所 ウェルネス開成	佐賀市開成六丁目5番37号	0952-32-0840	
ケアプランふくふく	佐賀市鍋島町大字森田82番地3	0952-33-2511	
徐福の里 居宅介護支援事業所	佐賀市諸富町大字大堂937番地3	0952-20-2580	
ふくしの窓口 紡ぐ	佐賀市諸富町大字為重1078番地2	0952-47-3925	
居宅介護支援事業所 ちとせ	佐賀市諸富町大字徳富2009番地5 リヴィエールメゾン106号室	080-4588-6200	
福壽園 ケアマネジメントセンター	佐賀市諸富町大字諸富津209番地3	0952-47-5091	
華みずき ケアプランサービス	佐賀市諸富町大字山嶺561番地10	0952-47-4077	
居宅介護支援事業所 リーガルケア	佐賀市大和町大字池上1894番地1	0952-97-7152	

おたっしや本舗(地域包括支援センター)事業者等一覧

事業者等一覧

佐賀市	ロザリオの園 在宅介護支援サービス事業所	佐賀市大和町大字久池井1386番地2	0952-62-7040	
	ケアプランセンター こもれび	佐賀市大和町大字久池井1943番地	0952-62-7251	
	シオンの園 ケアマネジメントサービス	佐賀市大和町大字久留間3865番地1	0952-62-6080	
	しょうぶ苑 居宅介護支援センター	佐賀市大和町大字尼寺3227番地1	0952-62-6511	
	ケアマネジメントふじ	佐賀市富士町大字梅野1721番地1	0952-63-0111	
	なごみ荘 ケアマネジメントサービス	佐賀市富士町大字小副川562番地	0952-64-2314	
	シルバーケア三瀬 居宅介護支援事業所	佐賀市三瀬村三瀬38番地1	0952-56-2947	
	居宅介護支援事業所八竜	佐賀市川副町犬井道1213番地	0952-37-8312	
	レインボー川副 居宅介護支援センター	佐賀市川副町大字鹿江960番地1	0952-37-5307	
	ケアプランセンター さとう	佐賀市川副町大字南里537番地12	0952-37-9430	
	居宅介護支援センター けやき荘	佐賀市川副町大字福富828番地1	0952-20-3140	
	ケアプランセンターびりーぶ	佐賀市東与賀町大字田中881番地2	0952-45-8870	
	ケアプランセンター ディーフェスタ東与賀	佐賀市東与賀町大字飯盛224番地1	0952-34-7753	
	レストピア居宅介護支援事業所	佐賀市東与賀町大字下古賀224番地	0952-45-8181	
	多久市	南鶴荘 居宅介護支援事業所	佐賀市久保田町大字久富3459番地2	0952-68-2136
社会福祉法人 多久市社会福祉協議会		多久市北多久町大字小侍45番地の31	0952-75-3593	
天寿荘 居宅介護支援サービス		多久市北多久町大字小侍132番地6	0952-74-4818	
剛友会 居宅介護支援サービス		多久市北多久町大字多久原2414番地70	0952-74-2100	
居宅介護支援センター 多久いこいの里		多久市北多久町大字多久原2512番地24	0952-75-3558	
居宅介護支援事業所 桃の木		多久市東多久町大字別府2714番地7	090-9454-9917	
けいこう園 居宅介護支援事業所		多久市東多久町大字別府5222番地2	0952-76-4222	
小城市社会福祉協議会 居宅介護支援事業所		小城市芦刈町三王崎1522番地	0952-66-5566	
居宅介護支援事業所 わかば		小城市芦刈町下古賀545番地1	0952-37-9456	
村岡内科 居宅介護支援サービス		小城市牛津町牛津630番地9	0952-66-1228	
小城市	医療法人ひらまつ病院 居宅介護支援事業所	小城市小城市1000番地1	0952-72-8650	
	蛍水荘 居宅介護支援事業所	小城市小城市814番地1	0952-72-1717	
	清水園 居宅介護支援事業所	小城市小城市826番地1	0952-72-1365	
	居宅介護支援事業所 みちいと	小城市小城市283番地1	080-1121-9481	
	江口病院 介護支援事業部	小城市三日月町金田1178番地1	0952-73-3983	
	医療法人孟子会 居宅介護支援センター	小城市三日月町久米1295番地2	0952-97-5786	
	居宅介護支援事業所 鳳寿苑	小城市三日月町甲柳原68番地1	0952-72-1786	
	居宅介護支援事業所 もみじ	小城市三日月町長神田2171番地5	0952-73-8857	
	Spec Support	小城市三日月町樋口1030番地8	070-3251-8071	
	「あしはらの園」介護保険相談室	小城市芦刈町三王崎1523番地	0952-51-5033	
	居宅介護支援事業所 桃の杜	神崎市神崎町尾崎182番地1	0952-20-0207	
	居宅介護支援事業所 かんざき清流苑	神崎市神崎町鶴2927番地2	0952-52-8890	
	居宅介護支援事業所 翠晃	神崎市神崎町鶴2935番地2	0952-55-8111	
	神崎病院 指定居宅介護支援事業所	神崎市神崎町鶴3194番地3	0952-55-6660	
	うぶすな 居宅介護サービス	神崎市神崎町永歌1021番地	0952-52-8990	
神崎市	居宅介護支援事業所 なごみ	神崎市神崎町本告牟田2994番地1	0952-20-0301	
	支援事業所 れもん	神崎市千代田町姉9番地9	0952-44-4531	
	居宅介護支援事業所 ありんこ	神崎市千代田町崎村418番地2 メゾンドールD-201号	0952-44-6600	
	こすもす苑 ケアマネジメントサービス	神崎市千代田町用作2098番地3	0952-44-5509	
	さざんか園 居宅介護支援事業所	神崎郡吉野ヶ里町大曲3474番地1	0952-53-2877	
	居宅介護支援事業所 シルバーケア吉野ヶ里	神崎郡吉野ヶ里町吉田1493番地1	0952-55-6221	
	居宅介護支援事業所 めたばる	神崎郡吉野ヶ里町吉田2900番地	0952-52-3717	
	ひらまつふれあいクリニック 居宅介護支援事業所	神崎郡吉野ヶ里町吉田2925番地1	0952-51-1112	
	江北町	指定居宅介護支援事業所 るんびに園	杵島郡江北町大字惣領分4153番地	0952-86-5500

介護保険施設 一覧

実施サービス	市町村	施設名	所在地	電話番号
介護老人福祉施設	佐賀市	介護老人福祉施設 扇寿荘	佐賀市嘉瀬町大字中原2585番地	0952-28-6166
		特別養護老人ホーム けやき荘	佐賀市川副町大字福富866番地1	0952-45-5193
		介護老人福祉施設 つばみ荘	佐賀市北川副町大字光法1480番地2	0952-25-2803
		特別養護老人ホーム 桂寿苑	佐賀市久保田町大字川久保1986番地1	0952-98-3521
		特別養護老人ホーム 南鶴荘	佐賀市久保田町大字久富3459番地2	0952-68-2136
		特別養護老人ホーム ケアポート晴寿	佐賀市高木瀬町大字東高木1170	0952-30-1165
		特別養護老人ホーム 春庵	佐賀市鍋島町大字蛸久1313番地	0952-31-0711
		介護老人福祉施設 なごみ荘	佐賀市富士町大字小副川562番地	0952-64-2314
		シルバーケア三瀬	佐賀市三瀬村三瀬38番地1	0952-56-2947
		特別養護老人ホーム 福壽園	佐賀市諸富町大字諸富津209番地3	0952-47-5091
		特別養護老人ホーム ロザリオの園	佐賀市大和町大字久池井1386番地2	0952-62-0303
		特別養護老人ホーム ロザリオの園ユニット	佐賀市大和町大字久池井1386番地2	0952-62-0303

介護老人福祉施設	佐賀市	特別養護老人ホーム シオンの園	佐賀市大和町大字久留間3865番地1	0952-62-5566	
	多久市	天寿荘	多久市北多久町大字小侍640番地1	0952-74-3100	
	小城市	あしはらの園	小城市芦刈町三王崎牛王1523番地	0952-51-5033	
		特別養護老人ホーム 清水園	小城市小城市773番地	0952-72-3165	
		特別養護老人ホーム 鳳寿苑	小城市三日月町甲柳原68番地1	0952-72-8011	
	神崎市	佐賀整肢学園・かんざき清流苑	神崎市神崎町大字鶴2927番地2	0952-52-8890	
		昌普久苑	神崎市脊振町鹿路2290番6	0952-51-9111	
		こすもす苑	神崎市千代田町大字詫田983番地	0952-44-4411	
	吉野ヶ里町	シルバーケア吉野ヶ里	神崎郡吉野ヶ里町大字吉田1493番地1	0952-55-6221	
	江北町	特別養護老人ホーム るんびに園	杵島郡江北町大字惣領分4153番地	0952-86-5500	
地域密着型 介護老人福祉施設	佐賀市	きんりゅうケアセンター 桂寿苑 介護老人福祉施設	佐賀市金立町大字千布4088番地1	0952-71-8055	
	小城市	特別養護老人ホーム つばみ荘ユニット ユニット型地域密着型 特別養護老人ホーム 清水園	佐賀市北川副町大字光法1480番地2 小城市小城市826番地1	0952-25-2803 0952-72-1365	
介護老人保健施設	佐賀市	介護老人保健施設 エバーグリーン	佐賀市嘉瀬町大字中原1965番地1	0952-22-2300	
		介護老人保健施設 メイプルハウス	佐賀市川副町大字早津江265番地	0952-45-8161	
		介護老人保健施設 きりん	佐賀市金立町大字薬師丸1274番地1	0952-98-0120	
		介護老人保健施設 ライフエイド	佐賀市久保田町大字川久保5403番地	0952-98-3377	
		医療法人洋友会 介護老人保健施設 シンフォニー佐賀	佐賀市久保田町新田3679番地	0952-68-4070	
		介護老人保健施設 レストピア	佐賀市東与賀町大字下古賀1349番地	0952-45-8181	
		介護老人保健施設 みどりの園	佐賀市兵庫町大字淵1912番地1	0952-33-9977	
		独立行政法人地域医療機能推進機構 佐賀中部病院附属 介護老人保健施設	佐賀市兵庫南三丁目8番1号	0952-22-3121	
		介護老人保健施設 シルバーケア佐賀	佐賀市高木瀬町大字長瀬1307番地	0952-37-8783	
		介護老人保健施設 徐福の里	佐賀市諸富町大字大堂1049番地の4	0952-34-8880	
		介護老人保健施設 白寿園	佐賀市諸富町大字諸富津220	0952-47-5115	
		介護老人保健施設 しょうぶ苑	佐賀市大和町大字尼寺3227番地1	0952-62-6511	
		多久市	老人保健施設 多久いこいの里	多久市北多久町大字多久原 2512番地24	0952-75-3551
		介護老人保健施設 ケアハイツやすらぎ	多久市南多久町大字下多久 2118番地173	0952-75-4165	
		小城市	徳富医院 介護老人保健施設 蛍水荘	小城市芦刈町三王崎316番地3 小城市小城市814番地1	0952-66-1547 0952-72-1717
神崎市	医療法人久和会 介護老人保健施設 うぶすな	神崎市神崎町永歌1021番地	0952-52-8990		
介護医療院	佐賀市	介護医療院 兵庫の郷 医療法人正和会 介護医療院愛咲	佐賀市兵庫町大字淵4604番地1 佐賀市水ヶ江二丁目7番23号	0952-97-6300 0952-23-3720	
	多久市	医療法人剛友会 諸隈病院介護医療院	多久市北多久町大字多久原2414-70	0952-74-2100	
	神崎市	介護医療院 和田記念病院	神崎市神崎町尾崎3780	0952-52-5521	

社会福祉協議会 一覧

市町名	支所名	所在地	電話番号	FAX番号
佐賀市	—	佐賀市兵庫北3丁目8番36号 ほほえみ館内	0952-32-6670	0952-32-6665
多久市	—	多久市北多久町大字小侍45-31 市社会福祉会館内	0952-75-3593	0952-75-6590
小城市	本所	小城市小城市畑田750番地 小城市保健福祉センター「桜楽館」内	0952-73-2700	0952-73-4347
	三日月支所	小城市三日月町長神田2312番地6 小城市役所別館内	0952-73-4911	0952-72-2348
	牛津支所	小城市牛津町勝1324番地1 牛津公民館別館	0952-51-5324	0952-51-5450
	芦刈支所	小城市芦刈町三王崎1522番地 芦刈保健福祉センター「ひまわり」内	0952-66-5566	0952-66-6377
神崎市	本所・脊振支所	神崎市脊振町広滝532-1 脊振町高齢者生活福祉センター内	0952-59-2227	0952-59-2273
	神崎支所	神崎市神崎町鶴3456-5 神崎市中央交流センター3階	0952-51-1822	0952-52-0677
	千代田支所	神崎市千代田町直島142 千代田町福祉センター内	0952-44-3121	0952-44-3123
吉野ヶ里町	—	神崎郡吉野ヶ里町豆田1790 三田川健康福祉センター「ふれあい館」内	0952-52-7831	0952-52-7832

国保連 (佐賀県国民健康保険団体連合会)

名称	所在地	電話番号	FAX番号
佐賀県国民健康保険団体連合会(苦情相談窓口)	佐賀市呉服元町7番28号	0952-26-1477	0952-26-6123

事業者を選ぶために...

介護保険は「利用者本位」が原則。利用者の意思が最も尊重されますので、自分なりに情報を集めることも大切です。

すべてのサービス提供事業者・施設には、決められた項目にそった情報を公開することが義務付けられています。厚生労働省「介護サービス情報公表システム (<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp>)」から閲覧できますので、インターネットが使える方は、参考にしてください。

また、利用する施設を比較・検討するなら、実際に見学や体験利用をしてみることをお勧めします。職員の対応や食事の内容などをよくチェックしてみましょう。



佐賀中部広域連合

事務局 / 〒840-0826

佐賀市白山二丁目1番12号

佐賀商工ビル5階

FAX.0952-40-1165

- 保険料や保険証について
0952-40-1135 (業務課)
- 介護認定について
0952-40-1132 (認定審査課)
- サービス事業所の指導について
0952-40-1131 (給付課)
- サービス利用や介護予防について
0952-40-1134 (給付課)

【ホームページ】 <https://www.chubu.saga.saga.jp/>

【メールアドレス】 rengo@chubu.saga.saga.jp

市町の高齢者福祉の担当窓口

市町名	高齢者福祉担当課	電話番号
佐賀市	高齢福祉課	0952-40-7284
多久市	高齢・障害者支援課	0952-75-6033
小城市	高齢障がい支援課	0952-37-6108
神埼市	健康長寿課	0952-51-1234
吉野ヶ里町	福祉課	0952-37-0344

(令和8年3月発行)